

## 第4章 市民の意識と行動に関する分析

本章では、人権問題・差別問題にかかわる市民の意識と行動の状況について、より詳しくみていく。第1節と第2節で、人権問題・差別問題に対する関心やその背景を取り上げる(問1～問4)。第3節で主要法制度の認知状況を扱う(問5)。第4節と第5節では、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、在住外国人、インターネットや SNS問題、性的マイノリティという分野別に、前章までの分析結果をふまえて課題と施策の方向について整理する(問6～問26)。第6節では、本市における啓発活動等の認知と参加の状況について特徴や課題を検討する(問27～問29)。

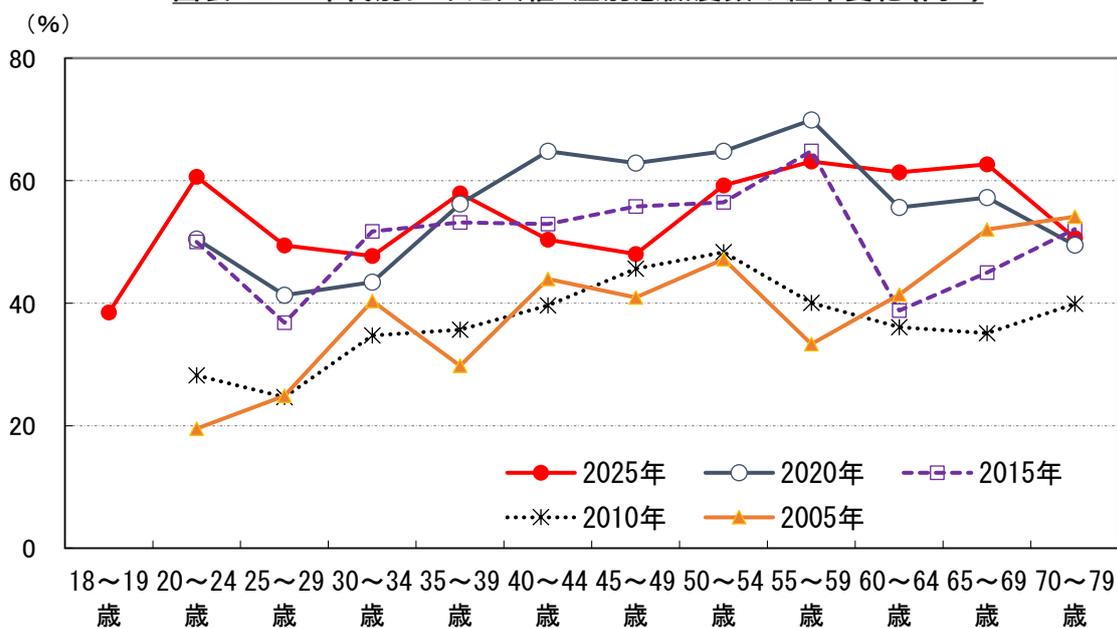
### 1 人権問題・差別問題への関心

#### 1. 社会的要因

問1は「あなたは、人権問題・差別問題に、どの程度関心を持っていますか」という設問である。このうち「非常に関心がある」「多少関心がある」という回答から「あまり関心がない」「関心がない」という回答を引いた数値を「人権・差別意識度数」と呼ぶことにする。図表4-1は人権・差別意識度を年代別にみたものである。これから次の点が指摘される。

- ・ 人権・差別意識度は2010年から2015年にかけて全般に高くなっている。人権・差別意識度を全体でみると2005年と2010年には40%前後であったが、2015年に50%を超え、2020年に56.8%、2025年にも55.6%でほぼ横ばいを維持している(図表4-2を参照)。その背景として、近年における高齢化の一層の進展、外国人の増加、インターネット上での人権侵害といった社会経済情勢のもとで、障害者差別解消法(2016年4月施行)、ヘイトスピーチ解消法(2016年6月施行)、部落差別解消推進法(2016年12月施行)の法制化に関する議論が活発化し、報道や情報に接する機会が増えたことが考えられる。

図表4-1 年代別にみた人権・差別意識度数の経年変化(問1)



※ 人権・差別意識度は「関心がある」から「関心がない」を引いた回答割合。

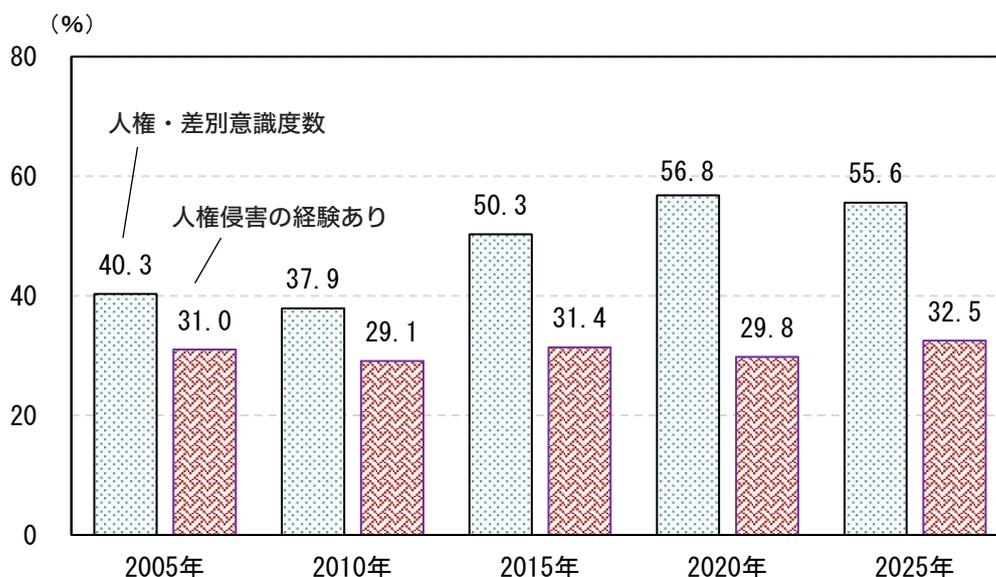
※ 18～19歳は今回(第11回)調査から新規。

- ・これまでの調査では、若い世代の人権・差別意識度数はあまり高いとはいえなかった。ところが2025年調査では、20～24歳の人権・差別意識度数が30～40代よりも高い。また、20～24歳と25～29歳の人権・差別意識度数は、これまでの調査の中で最も高い。その背景として、理解増進法(2023年6月施行)、情報流通プラットフォーム対処法(2025年4月施行)のように、ここ数年のあいだ若い世代にも関心のある法制度等の動きがあったことが考えられる。
- ・2010年、2015年、2020年、2025年という4回の調査結果を通してみると、「関心がある」という回答は68.2%→74.4%→77.7%→77.2%、「関心がない」という回答は30.3%→24.1%→20.9%→21.7%で推移した。2020年まで前者は上昇し、後者は下降してきたが、2025年にはほぼ横ばいになっている。この間、人権・差別意識度数は2015年から2020年には40～60代で上昇し、2020年から2025年には40～50代で低下した。前述のとおり20代では上昇した。
- ・人権・差別意識度数がピークになるのは、2010年調査では50～54歳(ア)であるが、2015年調査では55～59歳(アの5年後に相当)である。新型コロナ禍のもとで実施された2020年調査では60～64歳(アの10年後に相当)の人権・差別意識度数は低下したが、2025年調査では65～69歳(アの15年後に相当)が再びピークになっている。このことは、市民の人権・差別意識はそのときどきの法制度などに影響されるが、ある世代の傾向はその後も同一年齢集団(コウホート)の特徴として引き継がれていることを示唆している。

## 2. 個人的要因

そのときどきの社会経済情勢や政策などの社会的要因が市民意識に影響を与えているとみられる一方で、個人的体験が市民意識に影響を及ぼすことが考えられる。図表4-2は、問4「あなたは、この5年間に、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか」という設問について、何らかの選択肢を回答した人を「人権侵害の経験がある」とみなして、その割合をみたものである<sup>1)</sup>。

図表4-2 人権・差別意識と人権侵害の経験(問4)



1) 人権侵害の経験について、2005年・2010年・2015年調査では、「あなたはこれまでに、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか」という質問で「ある」という回答の割合。2020年・2025年調査では、「あなたは、この5年間に、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか(複数回答)」という質問でいずれかの選択肢に回答した割合であり、「答えたくない」「特にない」と無回答を除く。

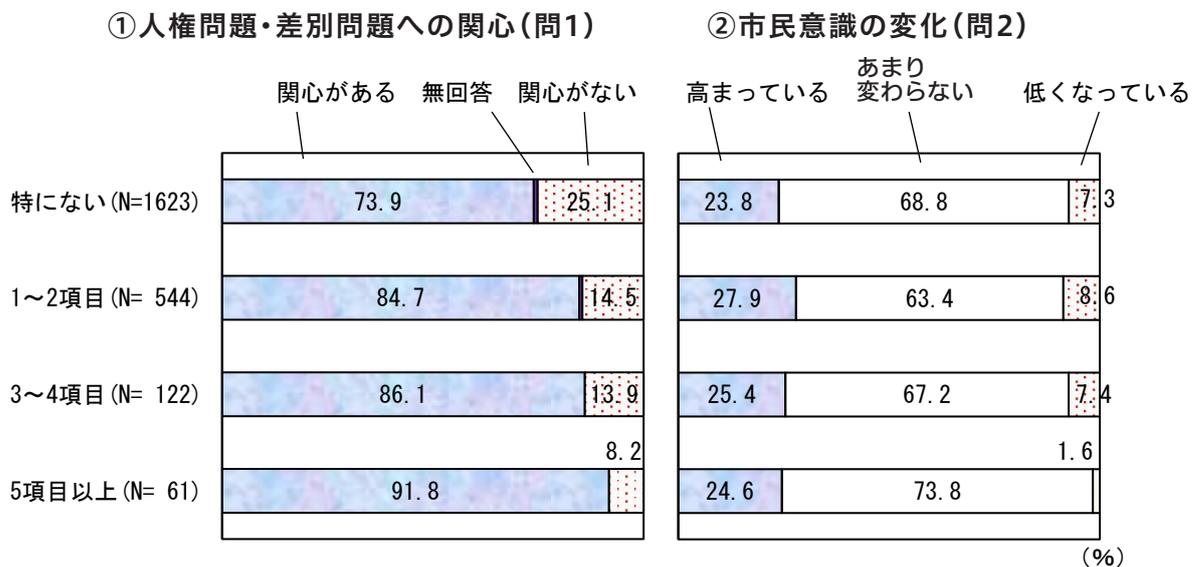
- ・「人権侵害の経験がある」という回答は2025年に32.5%であり、過去5回のなかで最も高くなっている。とはいえ最も低い2010年の29.1%とあまり差はなく、この20年間でほとんど変化していない。
- ・この20年間で人権・差別意識度は10ポイント以上増加したのに対し、人権侵害経験の割合はほぼ横ばいで推移している。このことは、人権・差別意識には個人的要因より社会的要因の影響が相対的に大きいことを示唆している。

### 3. 人権侵害経験の影響

もちろん人権侵害の経験が人権意識に関係しないわけではない。図表4-3①は、問4の人権侵害経験の回答項目数別に、問1の人権問題・差別問題への関心状況をみたものである。図表4-3②は、問4の人権侵害経験の回答項目数別に、問2の過去5～6年における人々の人権意識の変化について比較したものである。これから次のことが指摘される。

- ・図表4-3①をみると、侵害経験の回答項目数が多いほど「関心がある」という回答が増加し、5項目以上では91.8%に達している。これに対し、侵害経験が特にないという対象者では「関心がない」という回答が25.1%であり、無関心が比較的多いようにみえる。とはいえ、残りの4分の3の対象者は「関心がある」としている。つまり、侵害経験が特になくても相当程度の対象者は人権問題・差別問題に関心を持っている。
- ・図表4-3②をみると、過去5～6年における人々の人権意識が「低くなっている」という回答は、侵害経験の回答項目数が5項目以上の対象者では1.6%であり、侵害経験に対応して相対的に厳しい見方をしている。その一方、「低くなっている」という回答は、侵害経験の回答項目数が1～4件の対象者で7～9%、侵害経験が特にないという対象者でも7.3%であり、あまり変わらない。
- ・しかも「高まっている」という回答は、侵害経験の有無と関係なく23～28%である。つまり、侵害経験の有無や件数の違いによって、市民意識の変化に関する評価に大きな違いはみられない。
- ・以上のことから、人権侵害経験の有無や度合いとはあまり関係なく、人権問題・差別問題に対する関心は総じて高く、市民意識の変化についても同じような見方をしているといえよう。

図表4-3 侵害経験の件数別にみた人権意識



※ 「あまり変わらない」には無回答(全体の1.8%)を含む。

## 2 関心のある問題と人権意識

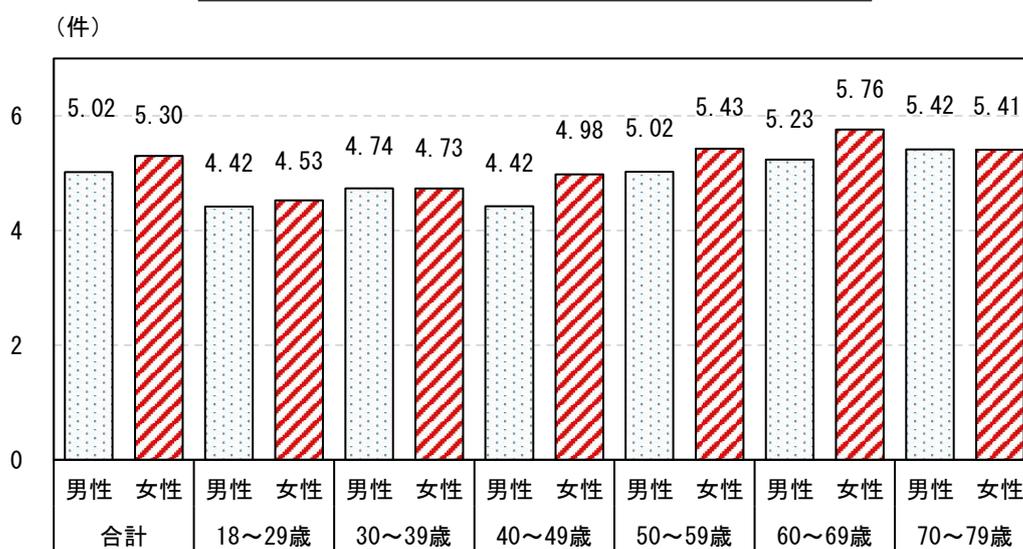
### 1. 関心のある人権問題

#### (1) 回答項目数と人権・差別意識度数

問3では「基本的人権にかかわるどのような問題に関心があるか」を尋ねている。図表4-4は、「その他の問題」を含む21選択肢について、男女・年代別に平均回答項目数をみたものである。

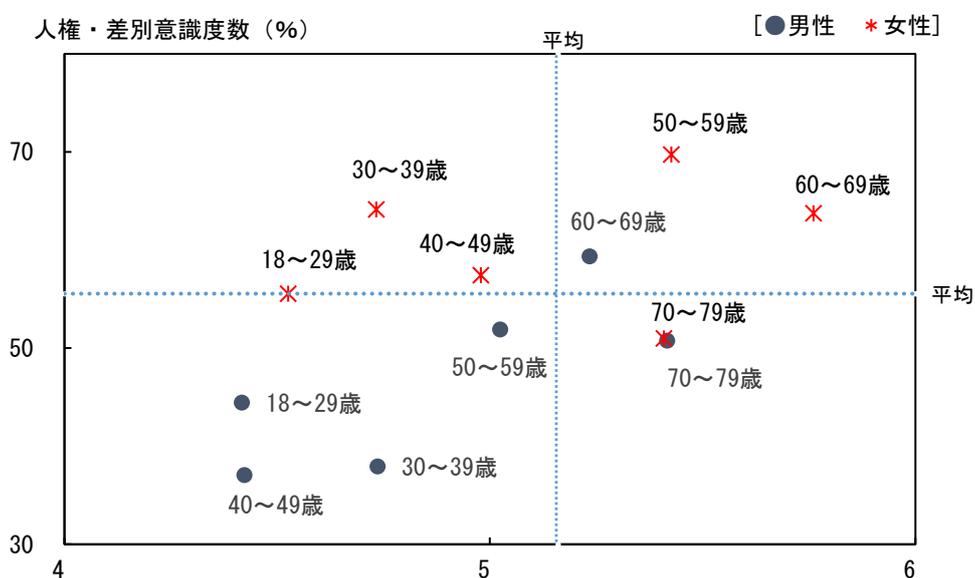
- ・全体の平均は5.16件、男性5.02件、女性5.30件である。全般に女性の平均回答項目数が男性を上回っている。
- ・平均回答項目数は、おおむね年齢とともに緩やかに増加している。10代から40代まで4件台であるが、50代以降では5件台に上昇している。

図表4-4 関心のある人権問題の回答項目数(問3)



関心がある人権問題の回答項目数が多いと、人権意識も高いことが予想される。図表4-5は、回答項目数と人権・差別意識度数(問1)の関係を男女別・年代別にみたものである。

図表4-5 関心のある回答項目数と人権・差別意識度数の関係(問1、問3)



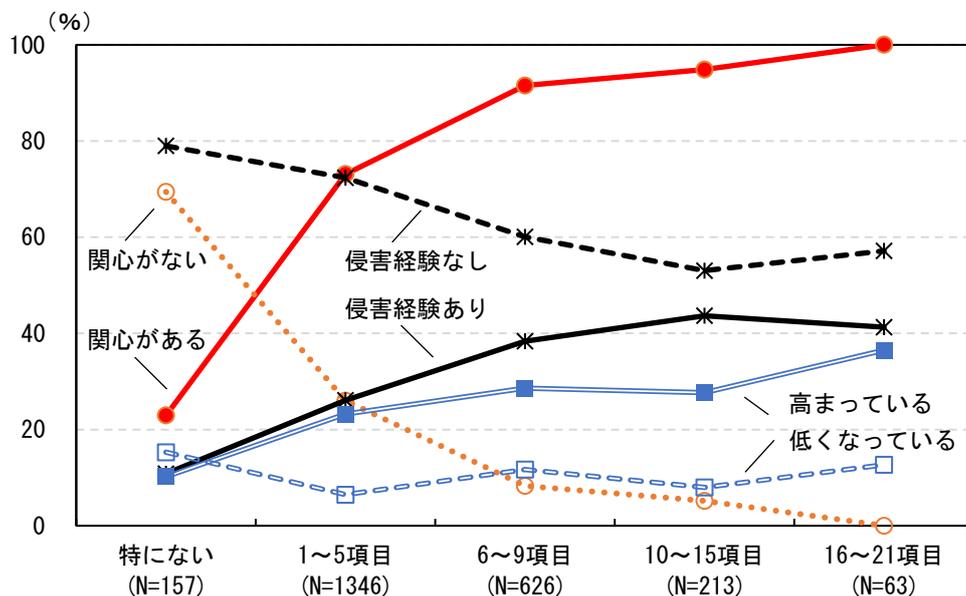
- ・ 実際、回答項目数に比例して人権・差別意識度数が高くなっており、全体として左下方から右上方への右肩上がりのパターンが描かれている。
- ・ 回答項目数と人権・差別意識度数の両方において、全般に女性が男性を上回っている。女性では、回答項目数と人権・差別意識度数の両方がおおむね年代に沿って上昇していることも特徴である。

## (2) 回答項目数と人権意識

図表4-6は、回答項目数を5ランクに分けて、人権意識、市民意識の変化についての考え、人権侵害経験の有無との関係をみたものである。

- ・ 人権問題・差別問題への関心(問1)は、回答項目数によって上下に対称的である。「特にない」という対象者のうち「関心がある」は22.9%であり、「関心がない」が69.4%を占める。回答項目数が多くなるに連れて「関心がある」という回答割合が増えており、16～21項目を回答した対象者では全員が「関心がある」としている。
- ・ この5～6年における市民意識の変化(問2)との関係については「あまり変わらない」という回答が多いため、少し分かりにくいですが、回答項目数が多いと「高まっている」という回答割合が増えている。特に16～21項目をあげた対象者の36.5%は「高まっている」とみている。
- ・ 一方、「低くなっている」という回答割合は、回答項目数に関係なく10%前後である。問3でいずれかの項目をあげた対象者のうち「低くなっている」と回答した対象者は、実数では合計で185人、全体の7.7%である。これらの対象者は、批判的またはネガティブな意味で人権問題に関心を持っていると推察される。
- ・ この5年間ににおける人権侵害経験の有無(問4)についても、一方が増大すれば他方は減少するという意味で上下に対称的である。「特にない」という対象者では「侵害経験なし」が79.0%であり、「侵害経験あり」は10.8%である。回答項目数が多くなるに連れて「侵害経験なし」という回答割合が減って、「侵害経験あり」という回答割合が増えている。しかし、10項目を超えると、「侵害経験あり」と「侵害経験なし」の差が接近している。侵害経験の有無は、人権問題への関心とはあまり関係がなく、侵害経験がなくても人権問題に関心を持っている対象者が少なくないことがうかがえる。

図表4-6 関心のある人権問題の項目数別の人権意識(問1、問2、問3、問4)



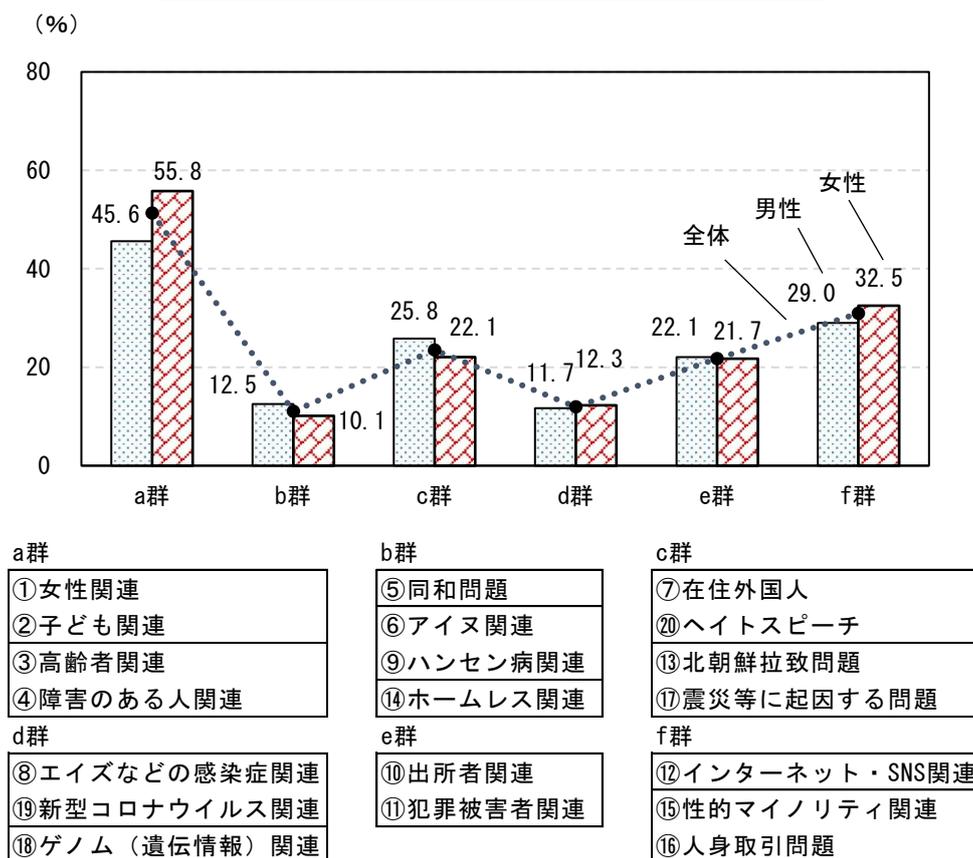
## 2. 関心のある人権問題の類型化

問3の関心のある人権問題の選択肢は「その他の問題」を含めて21である。これらを個別にみていくと煩雑になり、特徴をつかみにくい。そこで、回答項目と人権意識との関係をより簡潔に把握するため、「その他の問題」と「特にない」を除く20の選択肢を6群(クラスター)に類型化した<sup>2)</sup>。各群は、調査対象者の回答の傾向から類似性が認められる選択肢を1つのグループにまとめたものである。

図表4-7は6類型別の回答状況をみたものである。たとえばa群の「55.8%」という数値は、同群を構成する①女性関連、②子ども関連、③高齢者関連、④障害のある人関連という4つの選択肢の平均回答割合を意味する。

- ・全体では、女性、子ども、高齢者、障害のある人という、いわば基本項目から構成されるa群が51.3%で最も多い。これにSNSや性的マイノリティといった比較的最近の問題から構成されるf群が31.0%で続いている。
- ・女性関連と子ども関連を含むa群については男女差が大きく、男性の45.6%に対し、女性では55.8%である。第2位のf群についても同様に女性の回答割合が高い。これは、前項でみたように、女性の回答項目数が全般に多いことに符合している。

図表4-7 男女別にみた関心のある人権問題(問3)



※ ○数字は問3の選択肢の番号。「㉑その他の問題」と「㉒特にない」を除く。

2) クラスター分析による。同分析は類似した項目を探して結びつける多変量分析手法の一種である。直接的にはみえない隠れたパターンを整理することができる。クラスターの構成は一般に樹形図として描かれるが、ここでは簡素化して表現している。たとえばa群は類似度の高い①と②、同じく類似度の高い③と④の4選択肢から構成される。b群は類似度の高い⑥と⑨、これに隣接した⑤、これらの近傍に位置する⑭の4選択肢から構成される。図表4-7の数値は各群の選択肢に関する平均回答割合である。たとえばa群の4選択肢についてすべてに回答していれば100%、2つに回答していれば50%とし、その平均を求めた。

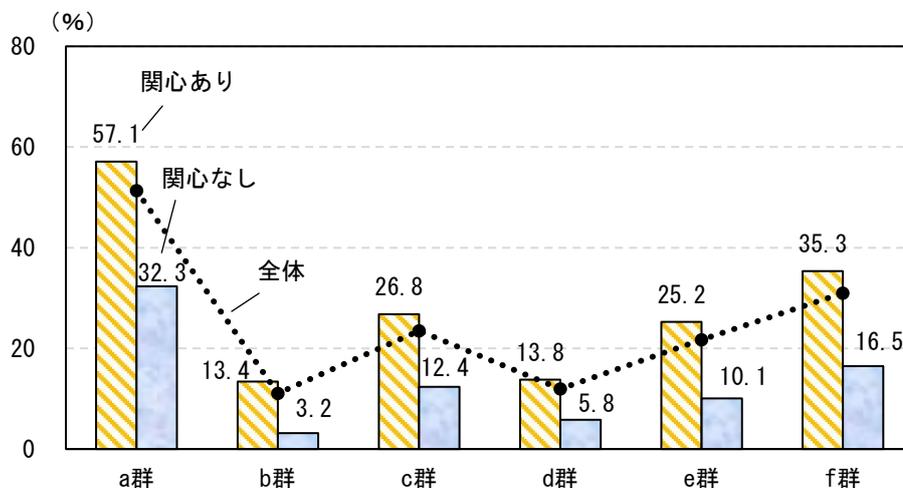
- ・主に外国人関連のc群は第3位、犯罪関連のe群は第4位、同和問題やアイヌの人々にかかわるb群は第6位であり、それぞれ男性の回答割合が少し高くなっている。

### 3. 人権意識と関心のある人権問題

図表4-8は、問1の人権問題・差別問題への関心の有無別に、問3の関心のある人権問題(6類型別)をみたものである。

- ・問3「関心のある人権問題」については全員に質問しているため、一見して明らかなように、関心の有無によって回答状況に大きな較差がみられる。なかでもa群については関心ありで57.1%、関心なしで32.3%であり、約25ポイントの開きがある。同様にf群についても関心ありで35.3%、関心なしで16.5%であり、20ポイント近い開きがある。
- ・ただし、関心なしという対象者でも人権問題にまったく関心を持っていないわけではない。たとえばa群については関心なしでも回答割合は32.3%である。このように人権問題に積極的に関心は持たないものの、気になる人権問題はあるとしている。
- ・同和問題やアイヌの人々にかかわるb群とエイズや新型コロナウイルスにかかわるd群については、関心ありという対象者でも回答割合はそれぞれ13~14%にとどまる。関心なしの場合はもっと低く、b群については3.2%、d群については5.8%にすぎない。

図表4-8 関心の有無別にみた関心のある人権問題(問1、問3)

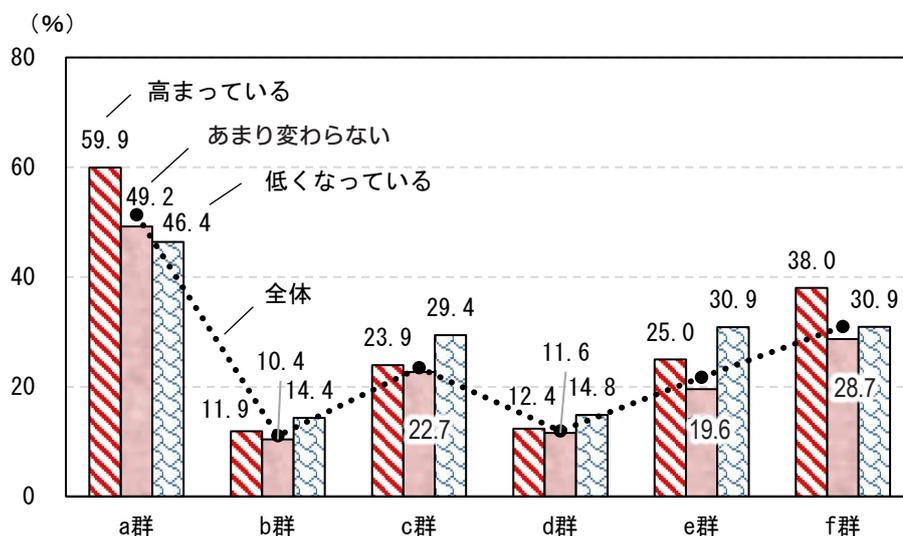


#### 4. 人権意識の変化と関心のある人権問題

図表4-9は、問2の過去5～6年における人権意識の変化別に、問3の関心のある人権問題(6類型別)を集計したものである。

- ・ 全体で第1位の a 群については、「高まっている」という肯定的対象者の59.9%、「あまり変わらない」という中立的対象者の49.2%、「低くなっている」という否定的対象者の46.4%があげている。関心のある人権問題についての回答割合が肯定的・中立的・否定的対象者の順番に低下している。
- ・ ところが b 群、c 群、d 群、e 群については、「低くなっている」という否定的対象者の回答割合が最も多い。f 群については肯定的対象者の回答割合が38.0%で最も多いものの、これに否定的対象者の回答割合が30.9%で続いている。
- ・ つまり、関心のある人権問題といっても、肯定的対象者は市民意識の改善につながっているとみているのに対し、否定的対象者は市民意識の低下につながっているとみている点で異なる。実際、問1で人権問題・差別問題に「関心がない」が、問3で気になる人権問題はあるという対象者がいる(図表4-8を参照)。より詳しくみると、問1で人権問題・差別問題に「関心がある」という対象者1,858人のうち問2で市民の人権意識が「低くなっている」と回答した対象者は157人、全体の6.5%である(図表2-5を参照)。また、問3でいずれかの選択肢をあげた対象者のうち「低くなっている」と回答した対象者は185人、全体の7.7%である(図表4-6を参照)。
- ・ これらのことから、全体の6～8%程度の対象者は、批判的またはネガティブな意味で人権問題に関心を持っていると推察される。

図表4-9 人権意識の変化別にみた関心のある人権問題(問2、問3)



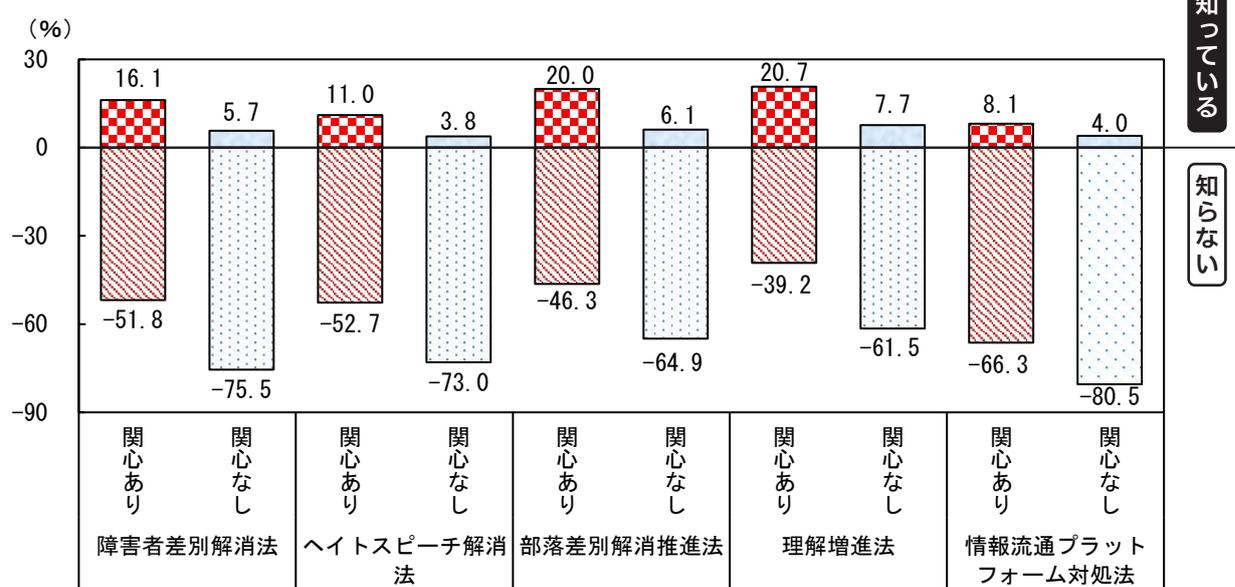
### 3 主要法制度の認知状況

#### 1. 人権問題・差別問題への関心との関係

問5では、障害者差別解消法(全体の認知率13.7%)、ヘイトスピーチ解消法(同9.4%)、部落差別解消推進法(同16.8%)、理解増進法(同17.8%)、情報流通プラットフォーム対処法(同7.3%)の認知状況を質問している。

図表4-10は、問1の人権問題・差別問題への関心の有無別に、問5の主要法制度の認知状況をみたものである。制度別の詳細は図表2-14、図表2-16などのおりであるが、ここでは5種類の制度を一括して比較している<sup>3)</sup>。

図表4-10 人権問題への関心の有無別にみた主要法制度の認知状況(問1、問5)



※ 「知らない」については負値で表示。「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」と無回答を表示していない。

- ・当然のことではあるが、人権問題に関心がある対象者は、関心なしという対象者に比較して「知っている」という認知率が高い。特に部落差別解消推進法と理解増進法については、関心なしでは6～8%であるが、関心ありでは20～21%であり、それぞれ3倍程度の開きがある。
- ・関心ありでは「知らない」という回答が相対的に少ない。「知らない」という回答は、情報流通プラットフォーム対処法については66.3%と少し多いが、ほかの4制度については多くても52～53%であり、理解増進法については39.2%にとどまる。一方、関心なしでは「知らない」という回答が情報流通プラットフォーム対処法について80.5%に達するほか、障害者差別解消法とヘイトスピーチ解消法でも70%を超えている。

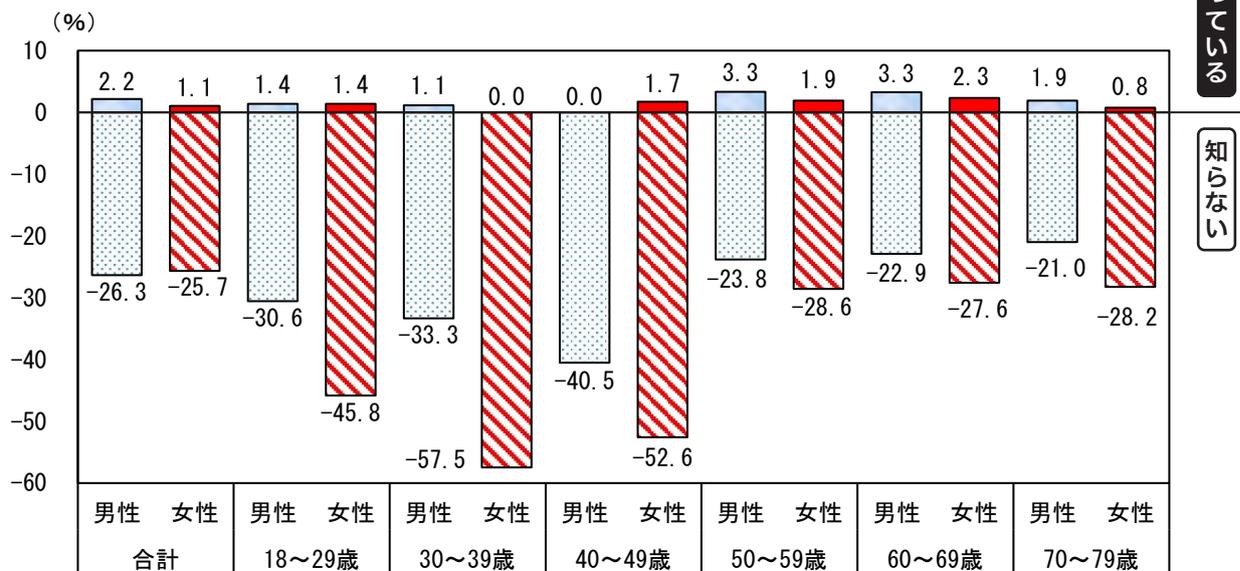
3) 主要法制度の認知状況に関する国の全国調査によると、障害者差別解消法については「法律の内容を、改正法の内容も含めて知っている」2.0%、「内容は知っているが、改正されたことは知らない」3.7%、「内容は知らないが、法律があることは知っている」18.3%、「知らない」74.6%である(内閣府「障害者に関する世論調査」2022年11月調査)。部落差別解消推進法については「知っている」8.7%、「法律の名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない」22.8%、「知らない」67.6%である(法務省「人権に関する意識調査」2019年8月調査)。令和3年改正プロバイダー責任制限法(2025年4月から情報流通プラットフォーム対処法)については「制度改正の内容について知っている」16.5%、「制度改正されたことは知っているが、内容については知らない」25.9%、「制度については知っているが、改正されたことは知らなかった」19.5%、「制度自体知らない」38.2%である(総務省「インターネット上の違法・有害情報に関する流通実態アンケート調査」2024年10月)。ヘイトスピーチに関しては法務省が「ヘイトスピーチに関する実態調査」(2016年3月)をはじめとする調査を実施しており、2026年度に全国調査を予定しているとされる。理解増進法については、実態調査に向けた基礎調査が実施されている(内閣府「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解浸透度の把握及び理解増進に係る研究に当たり留意すべき事項等の調査・研究」2025年3月)。

## 2. 男女別・年代別の認知状況

図表4-11は、5つの主要法制度のすべてについて「知っている」という回答といずれについても「知らない」という回答を抜き出して、男女別・年代別に比較したものである。

- ・ 主要法制度のすべてを「知っている」という回答は、最大でも男性で3%強、女性では2%強にすぎない。数字が小さくて分かりにくいのが、男女ともに40～49歳まではせいぜい1～2%であり、50～59歳と60～69歳で少し高くなっている。
- ・ すべてについて「知らない」という回答割合は、男性平均で26.3%、女性平均で25.7%でありあまり変わらないが、年代別にみると全般に男性より女性のほうが多い。男性の18～29歳と30～39歳では30%台であるが、40～49歳では40.5%に上昇し、その後は20%台に低下する。女性の50歳以上の世代では20%台後半であるが、18～29歳で45.8%と高く、30～39歳と40～49歳では50%を超える。特に女性の30～39歳では6割近い57.5%がすべてについて「知らない」としている。
- ・ 図表には示していないが、問1で人権問題・差別問題に関心ありという対象者でも、すべて「知っている」という回答は1.7%にすぎない。関心なしでは0.6%にとどまる。その一方、すべてについて「知らない」という回答は、関心なしでは42.7%を占めるが、関心ありではその半分の21.1%である。

図表4-11 男女別・年代別にみた主要法制度の認知状況(問5)

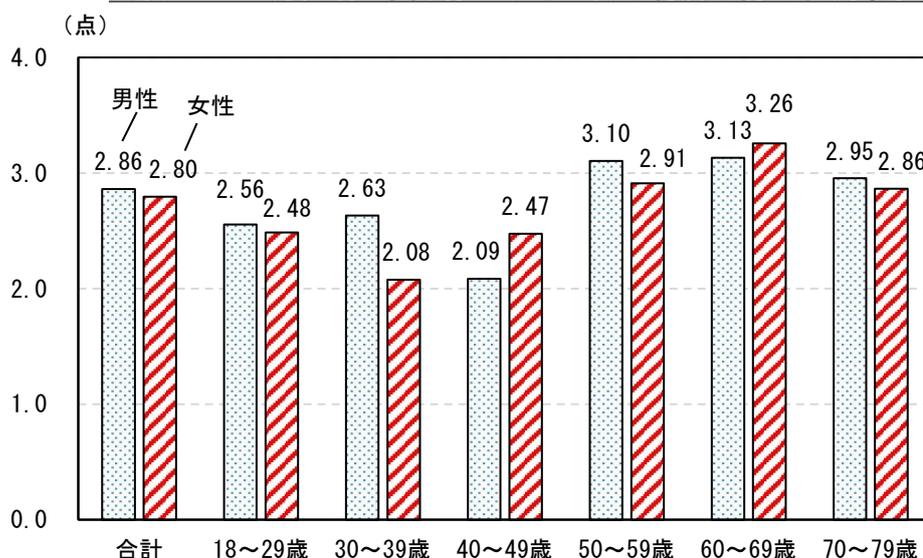


※ 5つの主要法制度のすべてについて「知っている」と「知らない」という回答。「知らない」については負値で表示。

図表4-12は、5つの主要法制度について男女別・年代別の認知状況をみたものである。ここでは「知っている」を2点、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」を1点、「知らない」を0点という重みを付けて平均スコアにしている。図表4-11と違って、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」という回答が反映されている。

- ・ 最大は10点(5法制度×2点)になるはずだが、「知らない」という回答が多いため、全体平均は2.81である。男性は2.86であるが、女性は少し低い2.80である。
- ・ 男性の40～49歳と女性の30～39歳において、認知状況がそれぞれボトムになる。その後は70～79歳で少し低下するものの、50～60代の認知率は青年期よりも高くなっている。
- ・ 図表には示していないが、問1で人権問題・差別問題に関心ありという対象者の平均は3.15であるのに対し、関心なしという対象者の平均は1.68である。2倍近い開きがある。

図表4-12 男女別・年代別にみた主要法制度の認知状況(問5)



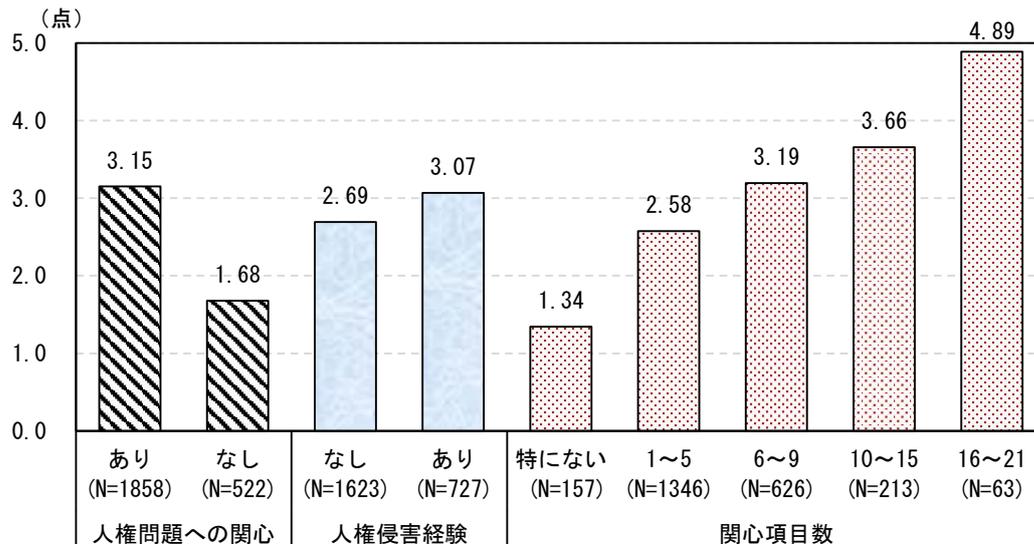
※ 「知っている」2点、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」1点、「知らない」0点とし、5法制度の平均スコアを計算。

### 3. 人権問題への関心項目数との関係

図表4-13は、関心がある人権問題の回答項目数(問3)と主要法制度の認知状況(問5)の関係を平均スコアでみたものである。比較のため、人権問題・差別問題への関心の有無別の平均スコア(問1)と過去5年間ににおける人権侵害経験の有無別の平均スコア(問4)を記載している。

- ・ 図表4-10でみたとおり、人権問題・差別問題への関心の有無によって、個々の主要法制度に関する認知状況には違いがある。これを5つの主要法制度に関する平均スコアで見ると、関心ありで3.15、関心なしでは1.68であり、さらに明らかな差がみられる。
- ・ この5年間ににおける人権侵害の経験の有無別にみると、なしで2.69、ありで3.07であり、侵害経験ありの対象者の平均スコアが高い。しかし、両者の差は人権問題・差別問題への関心の有無別の差ほど大きくない。
- ・ 関心がある人権問題の回答項目数別にみると、回答項目に比例して平均スコアが高くなっている。特にないでは1.34にすぎないが、16~21項目を回答した対象者では4.89である。これは最大10点のうちほぼ半分であることから、単純化していえば、16~21項目をあげた対象者は、各制度について少なくとも「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」と回答していることになる。

図表4-13 関心のある項目数別にみた主要法制度の認知状況(問1、問3、問4、問5)



※ 「知っている」2点、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」1点、「知らない」0点とし、5法制度の平均スコアを計算。

#### 4 属性別の人権問題と対応方策

問6から問13では、女性、子ども、高齢者、障害のある人のそれぞれについて人権が尊重されていないと思う問題とそれぞれの人権を守るために必要な方策について質問した。両者をクロス集計すると、課題に対応した方策を把握することができる。たとえば女性に関する人権問題の第1位は「①男女の固定的な役割分担意識や行動(『男は仕事、女は家事・育児』など)」(909人、全体の37.8%)であり、必要な対応方策の第1位は「④女性が働きやすい社会システムをつくる」(1,482人、同61.6%)である。クロス集計をすると、前者を回答した909人のうち690人(75.9%)が後者をあげていることがわかる。

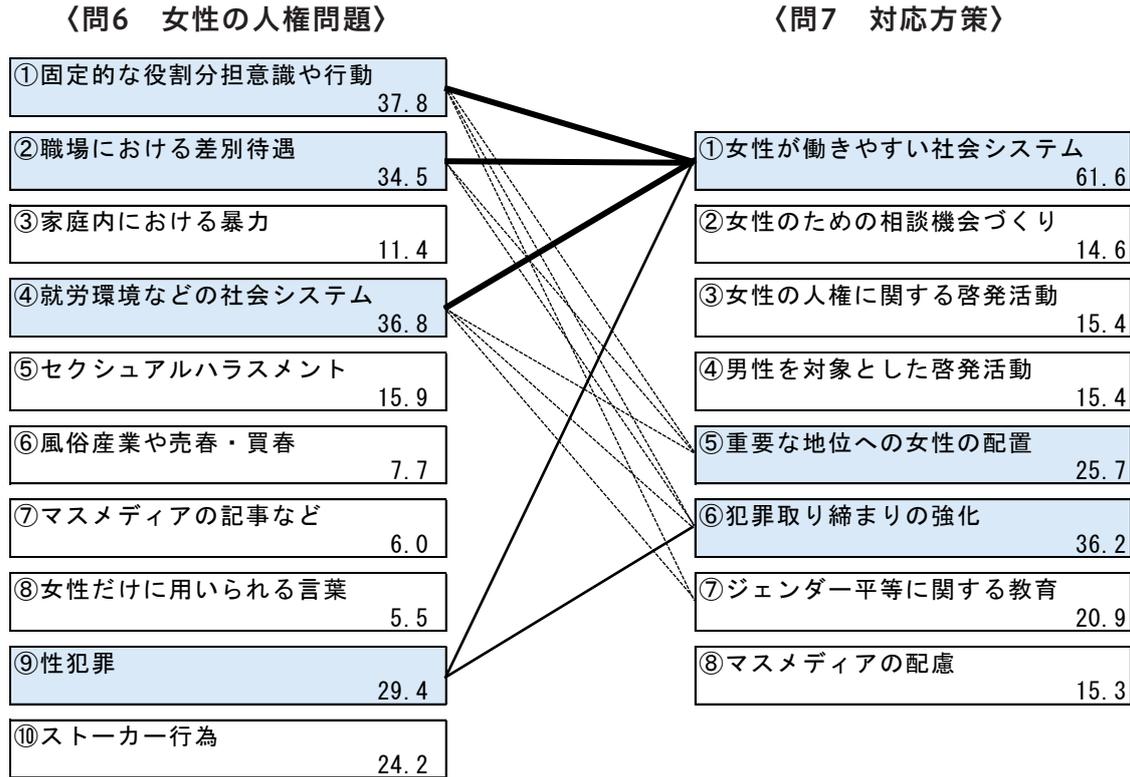
以下では、特徴をより明確にとらえるため、人権課題と対応方策のそれぞれについて回答割合25%以上の項目についてみていく(「その他」「特になし」「分からない」を除く)。

##### 1. 女性の人権問題と対応方策

図表4-14は、問6の女性に関する人権問題と問7の対応方策について、それぞれ回答割合25%以上の組み合わせをみたものである。

- ・ 問6については「①男女の固定的な役割分担意識や行動(『男は仕事、女は家事・育児』など)」「④女性の社会進出を困難にしている就労環境等の社会システムが十分に整備されていないこと」「②職場における差別待遇(採用、昇格、仕事内容、賃金など)」がそれぞれ30%以上である。これら3項目を回答した対象者のそれぞれ70%以上は、問7で「④女性が働きやすい社会システムをつくる」をあげている。その結果、問7では④が61.6%で第1位になっている。
- ・ 問7の対応方策の側からみると、第2位の「⑥男性による暴力など、女性への犯罪に対する取り締まりを強化する」36.2%についても問6の上位項目が対応している。問6の回答割合が25%未満であるため図表には出てこないが、問7の①②④のほか「③家庭内における夫や恋人などからの暴力(なぐる、暴言、監視するなど)」「⑤職場や学校などにおけるセクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ)」「⑥風俗産業や売春・買春」「⑨痴漢行為や強制わいせつ等の性犯罪」「⑩ストーカー(つきまとい)行為」についても、それぞれの回答者の50%以上が対応方策として「⑥男性による暴力など、女性への犯罪に対する取り締まりを強化する」をあげている。
- ・ 図表には表示していないが、「特になし」と「分からない」(無回答を含む)の合計は、問6で19.1%、問7で14.5%である。これは5~7人に1人の割合に当たる。

図表4-14 女性の人権問題と対応方策(問6、問7)



※ それぞれ回答割合25%以上の項目の関係を表示。数字は全体の回答割合(%)。  
 ※ 直線は問6からみた回答割合。太実線は75%以上、細実線は50%以上、細点線は25%以上。

## 2. 子どもの人権問題と対応方策

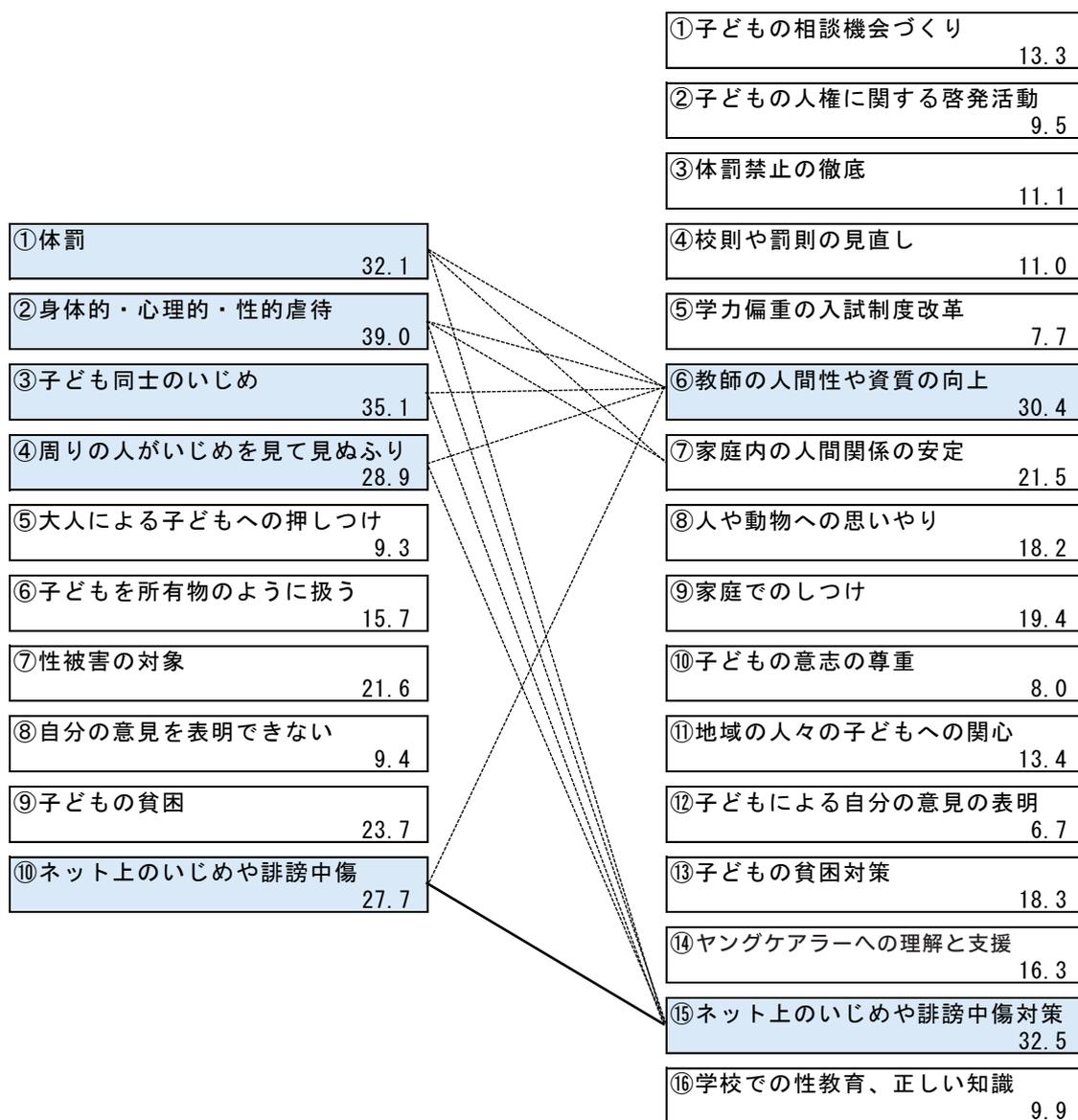
図表4-15は、問8の子どもの人権問題と問9の対応方策について、それぞれ回答割合25%以上の組み合わせをみたものである。

- ・ 問8では「②大人が身体的、心理的(過度の放任や無視を含む)、性的に虐待する」39.0%、「③子ども同士が『暴力』や『仲間はずれ』、『無視』などのいじめをしたり、させたりする」35.1%、「①大人が、言うことを聞かない子どもに、しつけのつもりで体罰を加える」32.1%などが上位にあげられている。
- ・ 問9の対応方策については選択肢が具体的であり、回答が分散している。そのなかでは「⑮ネット上でのいじめや誹謗中傷を防ぐ教育や仕組みを整える」32.5%と「⑥教師の人間性、資質を高める」30.4%という2項目に回答が相対的に集中している。これらのうち⑮については問8の10選択肢のうち5項目において回答割合が30%を超え、⑥については問8の10選択肢のうち6項目において回答割合が30%を超えている。
- ・ 問9の「⑦家庭内の人間関係の安定」は全体の21.5%、第3位の回答であり、問8の10選択肢のうち8項目において20%以上の回答を集めているが、30%を超える選択肢はない。
- ・ 図表には表示していないが、「特にない」と「分からない」(無回答を含む)の合計は、問8で12.3%、問9で11.5%であり、広義の無関心層は比較的少ない。

図表4-15 子どもの人権問題と対応方策(問8、問9)

〈問8 子どもの人権問題〉

〈問9 対応方策〉



※ それぞれ回答割合25%以上の項目の関係を表示。数字は全体の回答割合(%)。

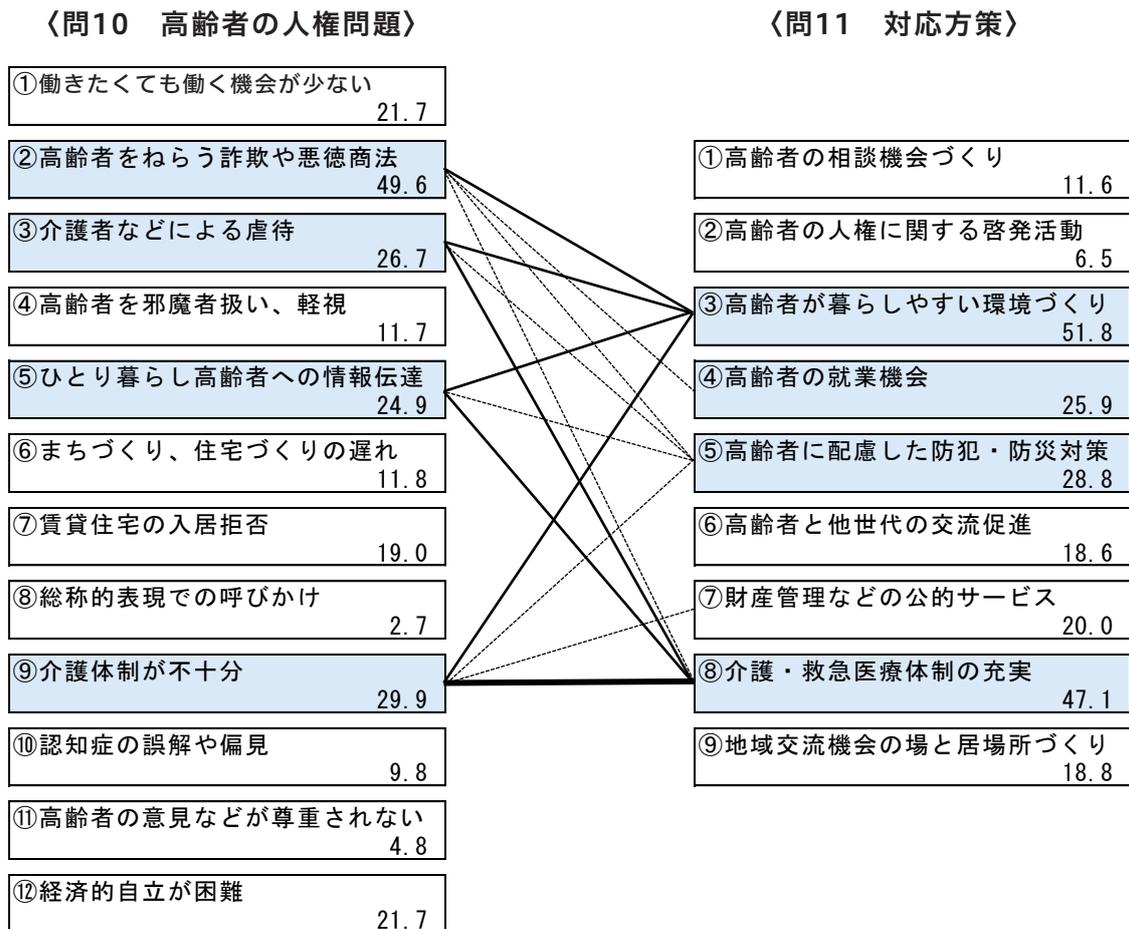
※ 直線は問8からみた回答割合。細実線は50%以上、細点線は25%以上。

### 3. 高齢者の人権問題と対応方策

図表4-16は、問10の高齢者の人権問題と問11の対応方策の関係について、それぞれ回答割合25%以上の組み合わせをみたものである。

- ・ 問10について、全体では「②高齢者をねらう詐欺や悪徳商法」49.6%が最も多く、少し離れて「⑨介護を必要とする高齢者の介護体制(施設の充実等)が、十分に整備されていない」29.9%、「③介護者などが、身体的、心理的、経済的等の虐待を行う」26.7%などが続いている。
- ・ 問11の対応方策については、「③高齢者が暮らしやすい環境にする」51.8%と「⑧介護を必要とする人の介護体制や、単身の高齢者のための救急医療体制を充実させる」47.1%に回答が集中している。図表には出てこないが、これらのうち③については、問10の12選択肢のすべてで回答割合が50%を超え、うち60%台が3項目、70%台が2項目もあり、広範な問題のいわば受け皿とみられている。⑧についても問10の「⑨介護を必要とする高齢者の介護体制(施設の充実等)が、十分に整備されていない」という回答割合が70%台であるほか、問10の12選択肢のうち6項目で回答割合が50%を超えており、③に次いで広範な問題との結びつきが強い。
- ・ 図表には表示していないが、「特になし」と「分からない」(無回答を含む)の合計は、問10で11.6%、問11で11.3%であり、広義の無関心層は比較的少ない。

図表4-16 高齢者の人権問題と対応方策(問10、問11)



※ それぞれ回答割合25%以上の項目の関係を表示。問10の⑤を含む。数字は全体の回答割合(%)。

※ 直線は問10からみた回答割合。太実線は75%以上、細実線は50%以上、細点線は25%以上。

#### 4. 障害のある人の人権問題と対応方策

図表4-17は、問12の障害のある人の人権問題と問13の対応方策の関係について、それぞれ回答割合25%以上の組み合わせをみたものである。

- ・ 問12について、全体では「①交通機関、道路、公園、店舗、建物、情報機器などの利用が不便なこと」42.3%と「⑨人々の障害のある人に対する理解が足りないこと」42.2%という2項目がほぼ同率で第1位と第2位に並んでいる。
- ・ 問13の対応方策としては、「④道路、駅、交通機関、建物など生活環境面での障壁除去(バリアフリー化)を推進する」46.9%、「⑥障害のある人の就職機会を確保するとともに、障害の程度に応じた職業訓練を充実させる」40.2%、「⑧保健・福祉施策(リハビリテーション、居宅福祉サービスや福祉機器、福祉施設の整備)を充実させる」34.6%などの回答が多い。
- ・ このうち④については、問12で「①交通機関、道路、公園、店舗、建物、情報機器などの利用が不便なこと」をあげた対象者の73.1%が回答しているほか、問12の12選択肢のうち8項目で回答割合が50%を超えている。また、⑥についても問12の「②就職や職場で不利な扱いを受ける」という回答割合が60.3%であるほか、問12の12選択肢のうち7項目で回答割合が50%を超えている。
- ・ 図表には表示していないが、「特になし」と「分からない」(無回答を含む)の合計は、問12で18.6%、問13で14.7%であり、広義の無関心層がやや多くみられる。

図表4-17 障害のある人の人権問題と対応方策(問12、問13)

##### 〈問12 障害のある人の人権問題〉

①施設や機器の利用が不便	42.3
②就職や職場で不利な扱い	23.9
③障害を理由に尊重されない	20.9
④諸活動に気軽に参加できない	7.5
⑤学校の受け入れ体制が不十分	15.4
⑥じろじろ見られたりする	15.7
⑦アパートなどへの入居が困難	10.1
⑧テレビなどの説明・字幕が不十分	2.6
⑨障害者への人々の理解が不足	42.2
⑩職場や学校で嫌がらせ、いじめ	9.4
⑪差別的な言葉	13.4
⑫悪徳商法の被害	6.5

##### 〈問13 対応方策〉

①障害者の相談機会づくり	12.6
②学校教育と一緒に受ける	24.4
③障害者の人権に関する啓発活動	14.4
④障壁除去(バリアフリー化)の推進	46.9
⑤諸活動への気軽な参加	21.0
⑥就職機会の確保と職業訓練の充実	40.2
⑦障害者に配慮した防災・防災対策	15.2
⑧保健・福祉施策の充実	34.6
⑨地域交流の機会づくり	10.7

※ それぞれ回答割合25%以上の項目の関係を表示。問12の②を含む。数字は全体の回答割合(%)。

※ 直線は問12からみた回答割合。細実線は50%以上、細点線は25%以上。

## 5 分野別の人権問題とその対応方策

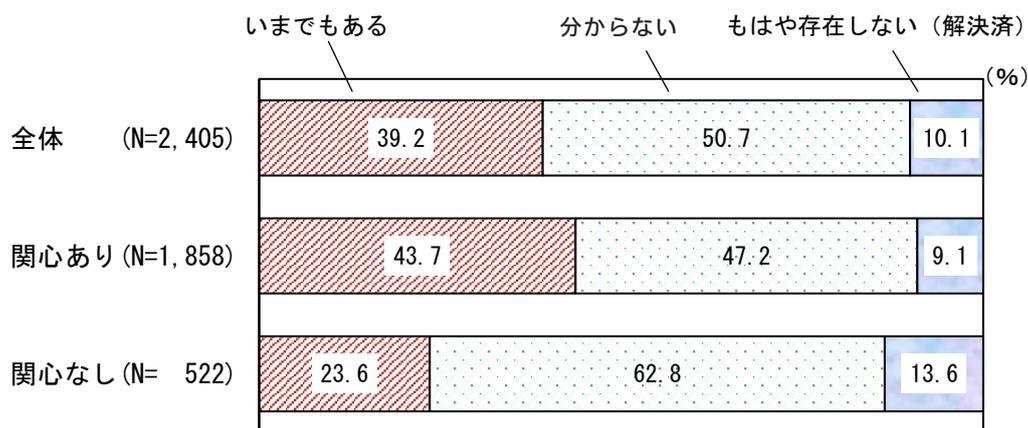
### 1. 同和問題(部落差別)に対する意識

#### (1) 同和問題(部落差別)の存在

図表4-18は、問1の人権問題・差別問題への関心と問15-1の同和問題(部落差別)に関する見解(いまでもあるか解決済か)の関係をみたものである。

- ・全体では「いまでもある」39.2%に対し、「もはや存在しない(解決済)」は10.1%である。残りのちょうど半数は「分からない」(無回答を含む)としている。
- ・人権問題に関心ありの対象者では「いまでもある」が43.7%と多い。関心があり「いまでもある」と回答している対象者は実数では812人、全体の33.8%に当たる。その一方、9.1%は「もはや存在しない(解決済)」とみている。これは実数では169人であり、全体の7.0%である。
- ・人権問題に関心なしの対象者では「いまでもある」が関心ありの半分程度の23.6%である。その代わり「もはや存在しない(解決済)」が13.6%であり、関心ありに比べてやや多い。残りの3分の2近い62.8%は「分からない」としている。もともと人権問題に無関心であり、同和問題についても意見を鮮明にしていない対象者は実数では328人である(関心なし522人×62.8%)。これは全体の13.6%に当たる。

図表4-18 人権問題への関心別にみた同和問題についての見解(問1、問15-1)



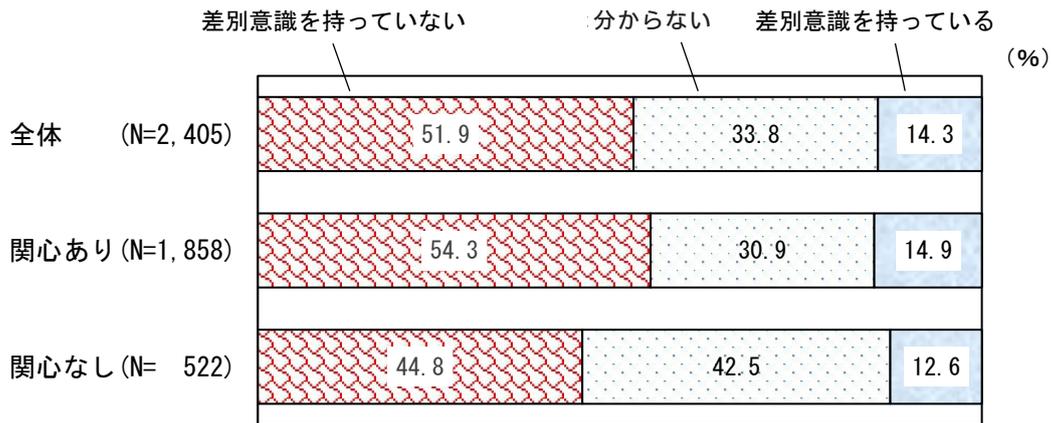
※ 「分からない」には無回答(全体の1.9%)を含む。

#### (2) 同和地区出身者への意識

図表4-19は、問1の人権問題・差別問題への関心と問15-3の同和地区出身者に対する個人的見解(差別意識を持っているかどうか)の関係をみたものである(図表2-52を参照)。

- ・全体の半数強の51.9%は「差別意識を持っていない」としている。「差別意識を持っている」(「少し持っている」と「持っている」の合計)は14.3%、7人に1人の割合である。残りの3分の1は「分からない」(「その他」と無回答を含む)としている。
- ・人権問題に関心ありの対象者では「差別意識を持っていない」が54.3%を占めるが、「差別意識を持っている」も14.9%である。関心ありという対象者は全体の8割近くを占めるため、全体の数字と変わらない。
- ・人権問題に関心なしの対象者でも12.6%は「差別意識を持っている」としている。「差別意識を持っていない」という回答は44.8%であり、関心ありに比較して10ポイント少ない。残りの42.5%は「分からない」と回答を保留している。

図表4-19 人権問題への関心別にみた同和地区出身者についての見解(問1、問15-3)



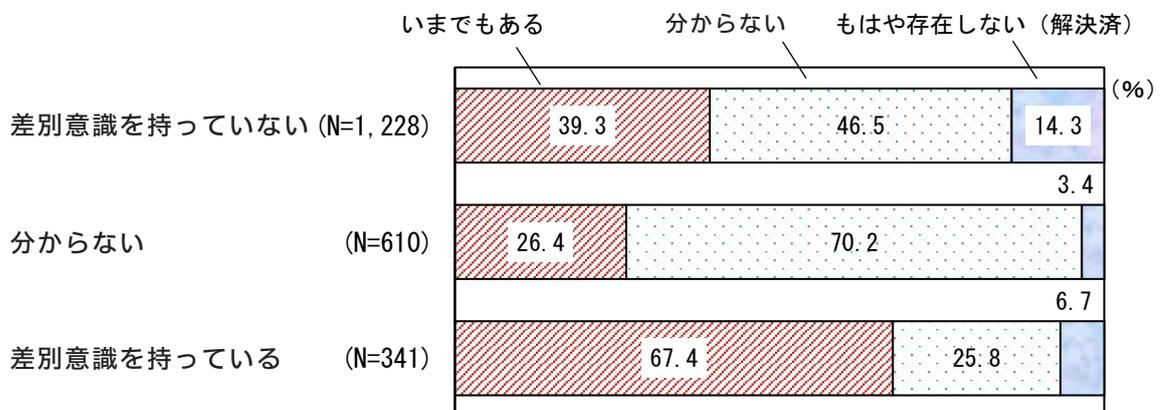
※ 「差別意識を持っている」は「持っている」と「少し持っている」の合計。  
 ※ 「分からない」には「その他」(全体の3.2%)と無回答(同5.2%)を含む。

(3) 差別意識と同和問題(部落問題)

図表4-20は、問15-3の同和地区出身者に対する個人的見解(差別意識を持っているかどうか)と問15-1の同和問題(差別問題)に関する見解(いまでもあるか解決済か)の関係をみたものである。

- ・「差別意識を持っていない」という対象者(1,228人)では「いまでもある」39.3%、「もはや存在しない(解決済)」14.3%、「分からない」46.5%である。「差別意識を持っていない」という対象者は全体の過半数を占めるため、図表4-18でみた全体の数字とあまり変わらない。
- ・「差別意識を持っている」という対象者(341人)では、3分の2あまりの67.4%が「いまでもある」とみている。これは実数では230人であり、全体の9.6%、10人弱に1人の割合である。一方、「差別意識を持っている」が「もはや存在しない(解決済)」という矛盾したようにみえる回答は6.7%である。これは実数では23人であり、全体の1%に満たない。
- ・差別意識について「分からない」という対象者(610人)では、70.2%が同和問題の存在について「分からない」としている。

図表4-20 同和地区出身者への見解別にみた同和問題の存在(問15-1、問15-3)



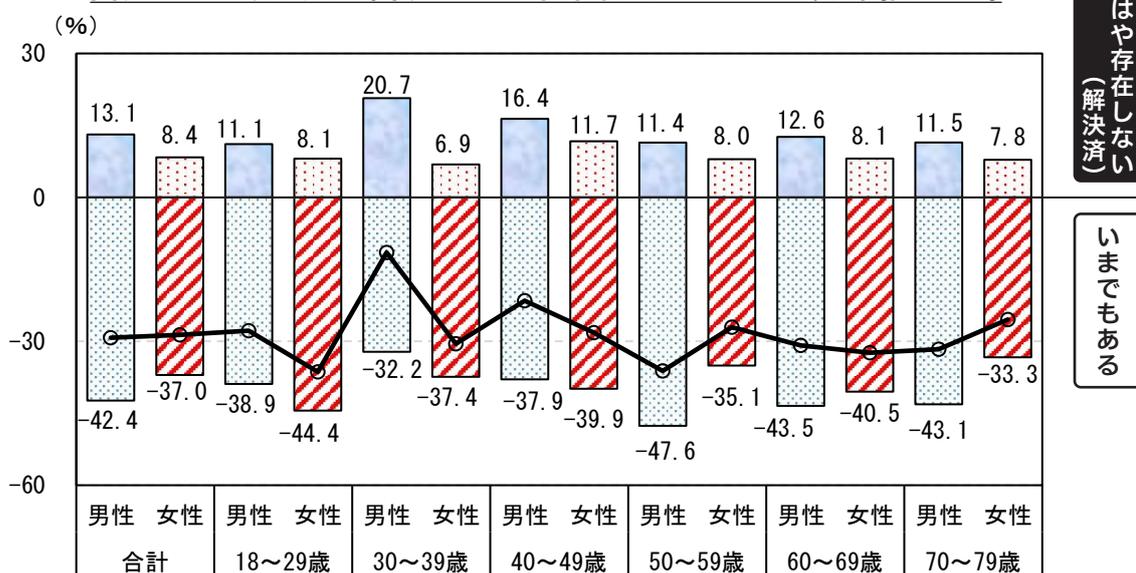
※ 「その他」と無回答を除いて集計。

#### (4) 男女別・年代別にみた同和問題(部落差別)の存在

図表4-21は、問15-1の同和問題(部落差別)に関する見解(いまでもあるか解決済か)について、男女別・年代別にみたものである。「いまでもある」という回答を下段、「もはや存在しない(解決済)」という回答を上段に示している。折れ線グラフは「もはや存在しない(解決済)」という回答から「いまでもある」という回答を引いた割合である(図表2-46を参照)。

- ・全体では「いまでもある」は39.2%であり、「もはや存在しない(解決済)」は10.1%、その差はマイナス29.1ポイントである。男性は女性より「もはや存在しない(解決済)」という回答が多いが、ポイント差でみるとほとんど変わらない。
- ・男女別・年代別に大きな変化はみられないなかで、30~39歳の男性については「もはや存在しない(解決済)」20.7%、「いまでもある」32.2%であり、その差は11.5ポイントまで接近している。

図表4-21 男女別・年代別にみた同和問題についての見解(問15-1)



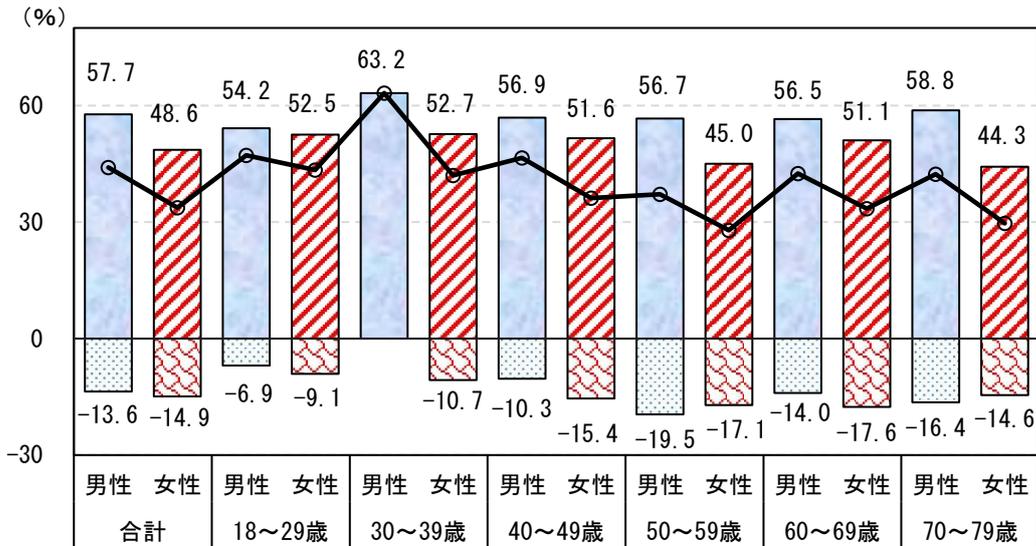
※ 「いまでもある」については負値で表示。折れ線は「もはや存在しない(解決済)」から「いまでもある」を引いた回答割合。

#### (5) 男女別・年代別にみた同和地区出身者への意識

図表4-22は、問15-1の同和問題(部落差別)の存在に関する個人的見解について、男女別・年代別にみたものである。「差別意識を持っていない」という回答を上段、「差別意識を持っている」(「差別意識を少し持っている」と「差別意識を持っている」の合計)という回答を下段に示すとともに、前者から後者を引いた割合を折れ線グラフで表示している(図表2-51を参照)。

- ・全体では「差別意識を持っていない」51.9%、「差別意識を持っている」14.3%であり、その差はプラス37.6ポイントである。
- ・全般に男性より女性のほうが「差別意識を持っている」という見方が多いようにみえる。しかし、男女別・年代別に通してみると、「差別意識を持っていない」-「差別意識を持っている」という差の折れ線グラフは緩やかな右肩下がりになっている。つまり、年齢が高いと「差別意識を持っている」という回答が少しずつ多くなる傾向にある。
- ・相対的に若い男性では「差別意識を持っている」という回答が少なく、特に30~39歳では0%である。これは図表4-21でみた「同和問題はもはや存在しない(解決済)」という回答が多いことに符合している。

図表4-22 男女別・年代別にみた同和地区出身者への差別意識(問15-3)



※ 「差別意識を持っている」については負値で表示。折れ線は「差別意識を持っていない」から「差別意識を持っている」を引いた回答割合。

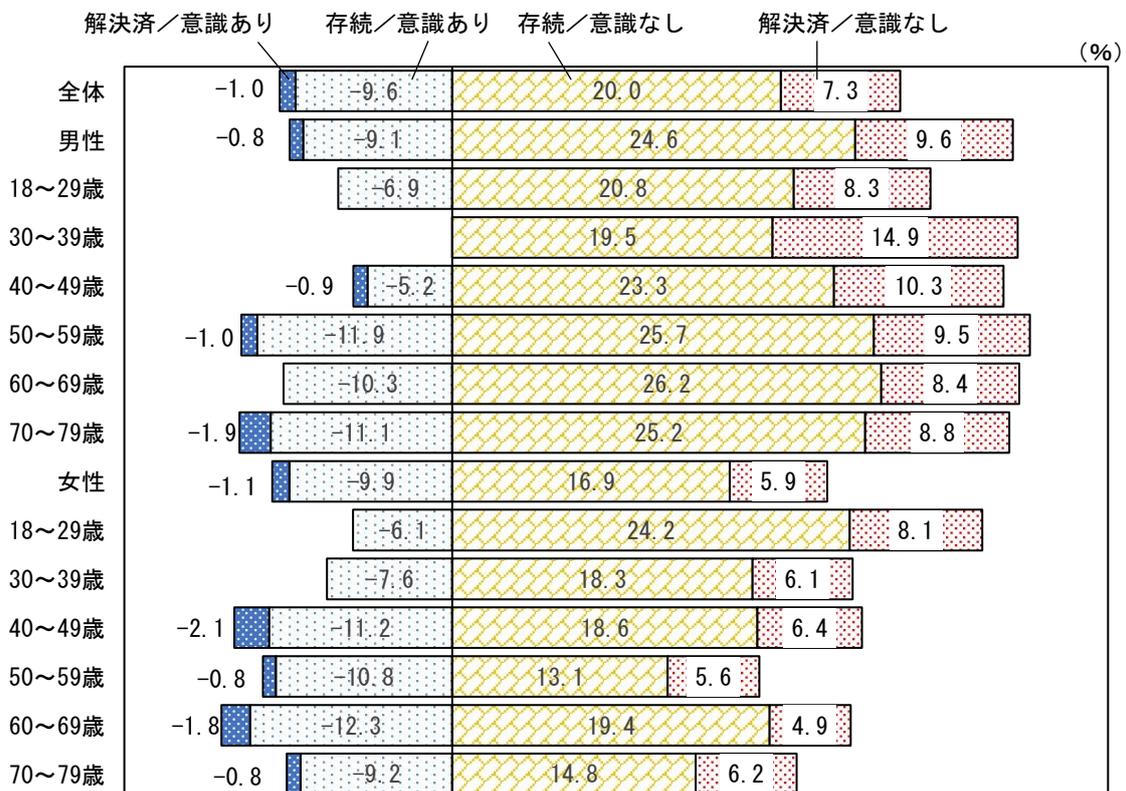
差別意識を持っていない

差別意識を持っている

### (6) 社会的状況と個人的見解

図表4-23は、問15-1の同和問題(部落差別)に関する社会的状況についての見解と問15-3の同和地区出身者に対する個人的見解を組み合わせ、男女別・年代別にみたものである。以下では、問15-1の「いまでもある」を「存続」、「もはや存在しない(解決済)」を「解決済」、問15-3の「差別意識を持っていない」を「意識なし」、「差別意識を少し持っている」を「意識あり」と簡略化して表現する。

図表4-23 男女別・年代別にみた類型構成(問15-1、問15-3)



※ 「差別意識を持っている」については負値で表示。「分からない」、無回答などを除く。

- ・全体では「存続／意識なし」が20.0%を占め、「存続／意識あり」9.6%と「解決済／意識なし」7.3%が続いている。「解決済／意識あり」は1%にすぎない。残りの62.2%は回答を保留している。
- ・「解決済／意識あり」という回答は男女ともに1%程度であり、「存続／意識あり」については男女ともに9～10%である。「意識あり」という回答は男性13.6%、女性14.9%であり、もともと差は小さい(図表2-46を参照)。
- ・一方、「存続／意識なし」については男性ではほぼ4分の1の24.6%を占めるが、女性では16.9%にとどまる。「解決済／意識なし」についても男性9.6%、女性5.9%であり、それぞれ差が生じている。「意識なし」という回答は男性57.7%、女性48.6%であり、もともと開きがあった(図表2-51を参照)。
- ・男性の30～39歳では、「解決済／意識あり」と「存続／意識あり」という回答はない。その一方、「存続／意識なし」19.5%はほかの年代より少なく、「解決済／意識なし」14.9%が多い。男性の30～39歳は、このように意見を鮮明にしているようにみえる半面、これらを合計しても34.4%であり、残りは回答を保留している。実際、問15-1と問15-3の回答保留者(無回答、「分からない」など)の割合は全体では62.2%であるが、男性の30～39歳では65.5%であり、男性のなかで最も多い。
- ・50歳以上の男性では、ほかの年代に比較して「解決済／意識あり」と「存続／意識あり」の合計が少し多く、「存続／意識なし」という回答もそれぞれと25～26%と多い。問15-1と問15-3の回答保留者の割合は52～55%であり、意見を明示している人が相対的に多い。

## (7) 男女別・年代別にみた同和問題への意識

図表4-24は、図表4-23と同じ内容であるが、ここではそれぞれの選択肢に以下の重みを付けて男女別・年代別の平均スコアを計算している。

《問15-1》同和問題(部落差別)の存続

「いまでもある」3点

「もはや存在しない(解決済)」マイナス3点

「分からない」0点

《問15-3》同和地区出身者に対する個人的見解

「差別意識を持っていない」マイナス3点

「差別意識を少し持っている」1点

「差別意識を持っている」3点

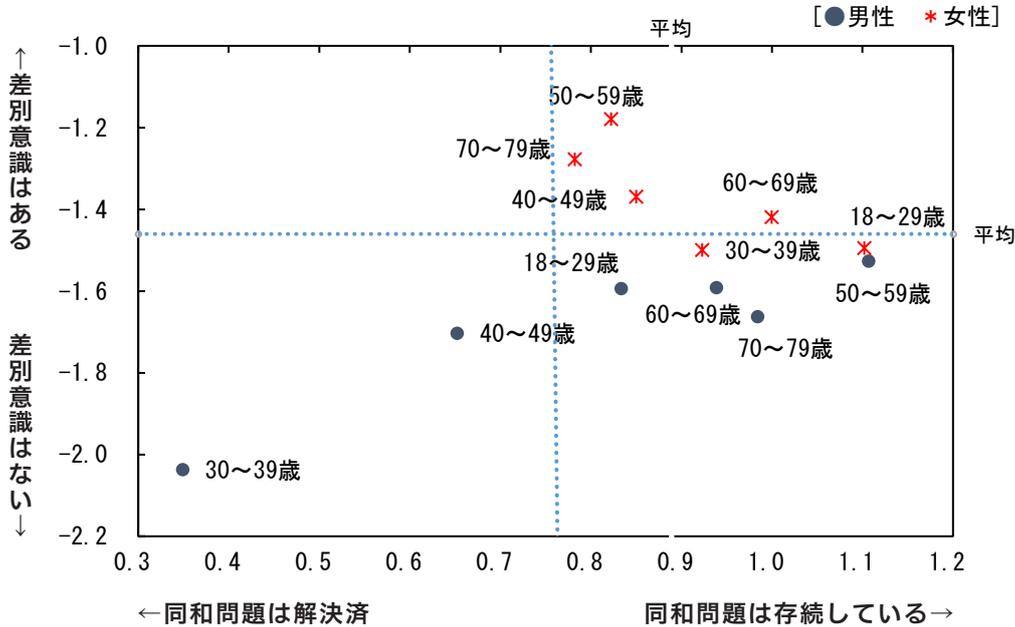
「分からない」「その他」0点

- ・男性と女性とでは、差別意識のある・なしについて比較的明瞭に意見が分かれている。女性は男性に比べて「ある」という見方がより強い。同和問題の存続に関する女性の世代別回答割合は、全体平均の近傍に集まっており、ばらつきが少ない。
- ・そのなかで「18～29歳」の女性では「いまでもある」という回答が相対的に多く、女性のほかの年代とも男性の18～29歳とも異なる特徴を示している。
- ・男性では差別意識が「ない」という回答が女性に比べて相対的に多い。特に30～39歳の男性では「ない」という見方が突出している。50歳以上では「いまでもある」という回答が相対的に多く、50歳未満では「解決済」という意見が相対的に多い。存続についての男性の意見は、年代間でのばらつきが比較的大きい。
- ・年代間の標準偏差(ばらつき)は、同和問題の存続については男性0.249、女性0.110、差別意識については男性0.167、女性0.115である<sup>4)</sup>。いずれについても女性の年代間のばらつきは男性よりも相対的に小さい。

4) 標準偏差はデータのばらつきを測る統計的尺度。個々のデータと平均との乖離幅から計算する。たとえばデータ102、105、108とデータ90、105、120の場合、平均は105で同じだが、標準偏差はそれぞれ3.0と15.0である。標準偏差の値が大きいほどデータ間のばらつきが大きくなる。偏差値は標準偏差を加工したものである。

- ・ 30～39歳と50～59歳については、同和問題(部落差別)の存続に関する見解と差別意識の両方において男女間の乖離幅が大きい。18～29歳については、差別意識ではほとんど男女差がない半面、同和問題(部落差別)の存続に関する見解において男女間の開きがみられる。

図表4-24 男女別・年代別にみた同和問題への意識(問15-1、問15-3)

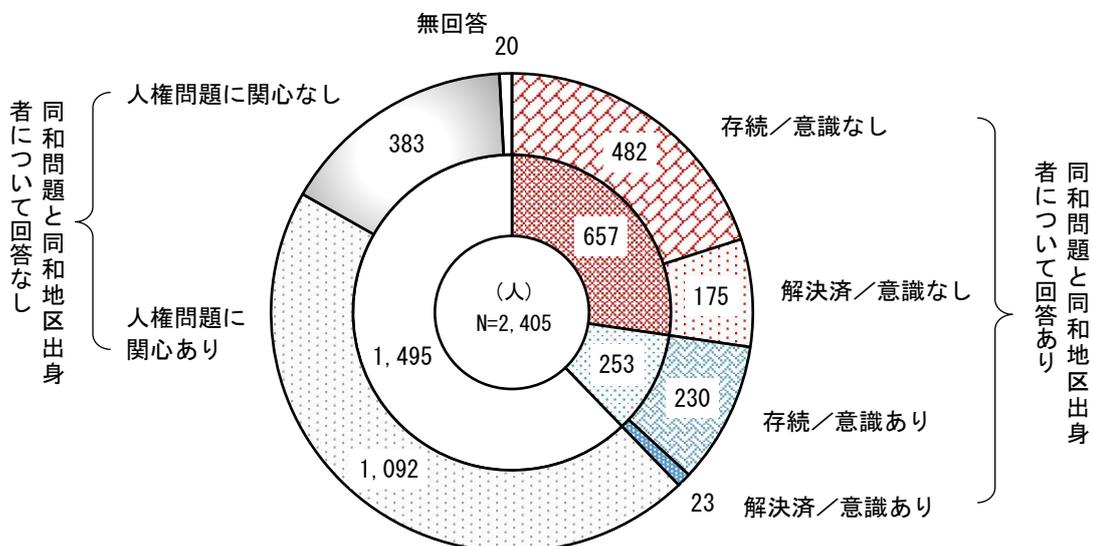


※ 選択肢に重みを付けて男女別・年代別の平均スコアを計算したものの。

### (8) 無関心層の内訳

問15-1の同和問題(部落差別)に関する社会的状況と問15-3の同和地区出身者に対する個人的見解を組み合わせると、全体の6割以上が回答を保留している。その一方、これらの回答保留者でも問1の人権問題・差別問題への関心については回答している。これを確認するため、図表4-25は問15-1と問1を組み合わせ、その内訳を実数でみたものである。

図表4-25 同和問題への関心と人権問題への意識(問1、問15-1、問15-3)



- ・問15-1と問15-3に回答し、同和問題(部落差別)に関心を持っているとみられる対象者は910人(全体の37.8%)である。このうち同和問題の存続について、「存続」は712人(同29.6%)、「解決済」は198人(同8.2%)である。同和地区出身者への差別意識については「ある」が253人(10.5%)、「ない」は657人(27.3%)である。
- ・問15-1と問15-3の両方または一方に回答がない対象者(「分からない」、無回答など)は1,495人(全体の62.2%)である。
- ・このうち1,092人(45.4%)は、問1で人権問題・差別問題には「関心がある」と回答している。その一方、383人(15.9%)は「関心がない」と回答しており、さらに残り20人(0.8%)は無回答である。後者の「関心がない」と無回答を合計すると403人(16.8%)である。つまり、全体の6人に1人は人権問題にも同和問題にも関心を持っていないとみられる。

### (9)男女別・年代別にみた無関心層

では、同和問題(部落差別)に積極的な関心を示さない対象者とは、どのような特徴を持っているのだろうか。図表4-26は、同和問題にかかわる問15-1と問15-3に回答のなかった1,495人について、問1の人権問題・差別問題に対する関心のあり・なしに分けて、男女別・年代別の構成比をみたものである。これにより、どのグループに特徴があるかを点検することができる<sup>5)</sup>。

図表4-26 同和問題と人権問題に関する無関心層の構成(問1、問15-1、問15-3)

	全 体		同和問題に関心がない(無回答等を含む)			
			人権問題に関心あり		人権問題に関心ない	
全体	2,405	100.0	1,092	100.0	403	100.0
男性	968	40.2	373	34.2 -	168	41.7
18～29歳	72	3.0	29	2.7	17	4.2
30～39歳	87	3.6	40	3.7	17	4.2
40～49歳	116	4.8	44	4.0	26	6.5
50～59歳	210	8.7	78	7.1	31	7.7
60～69歳	214	8.9	88	8.1	30	7.4
70～79歳	262	10.9	93	8.5 -	46	11.4
女性	1,329	55.3	664	60.8 +	215	53.3
18～29歳	99	4.1	44	4.0	17	4.2
30～39歳	131	5.4	67	6.1	22	5.5
40～49歳	188	7.8	82	7.5	34	8.4
50～59歳	251	10.4	150	13.7 +	25	6.2 -
60～69歳	284	11.8	134	12.3	41	10.2
70～79歳	357	14.8	172	15.8	74	18.4

※ 符号は構成比に関する検定結果(1%水準で有意)。+は全体より大、-は全体より小。

- ・同和問題(部落差別)には関心がないが、人権問題・差別問題には関心があるという回答者は、男性34.2%、女性60.8%である。もともとの対象者の男女別・年代別構成に比較すると、全般に男性で有意に低く、特に70歳以上で有意に低い。逆に女性で全般に有意に高く、特に50～59歳で有意に高い。つまり、50歳以上の女性では、同和問題(部落差別)には関心がないが、人権問題・差別問題には関心があるという対象者が相対的に多い。

5) 図表4-26をみると、たとえば同和問題(部落差別)に関心がなく、人権問題・差別問題にも関心がないという対象者のうち女性は53.3%である。これはもともとの調査対象者の女性の構成比55.3%より明らかに高い。数値が高いか低いかを厳密に判定するのが統計的検定である。図表4-26の60.8%という数値の横に「+」という符号が付いている。これは1%水準、つまり99%以上の確率で有意な差があるといえることを意味する。

- ・一方、同和問題(部落差別)にも人権問題・差別問題にも積極的な関心を持たないとみられる無関心層は403人である。その男女別・年代別構成比をみると50～59歳の女性で有意に低く、70～79歳の女性で少し高い(5%水準まで緩めれば有意)。けれどもそのほかのグループについては男女・年代を通じて統計的に有意な差のある箇所はみられない。つまり、そのような無関心層は、特定の男女・年代に偏ることなく存在していると解釈される。

## 2. 同和問題(部落差別)の認知経路と対応方策

### (1) 認知経路と差別意識

図表4-27は、問14「あなたが、同和問題(部落差別)を初めて知ったのは、どのようなことからですか」という認知経路について、問15-1の同和問題(部落差別)の存続に関する見解と問15-3の個人的な見方との関係をみたものである。

図表4-27 同和問題(部落差別)への見解と意識からみた認知経路(問14、問15-1、問15-3)  
(%)

	全体	同和問題(部落差別)の存続			同和地区出身者への差別意識		
		いまでもある	存在しない(解決済)	分からない	持っていない	持っている	分からない
対象数	2,405	942	243	1,174	1,248	345	612
①父母や兄弟姉妹など家族から聞いた	23.7	29.8 +	23.0	19.1 -	23.9	34.8 +	15.5 -
②親せきの人から聞いた	2.2	2.9	2.1	1.6	2.4	2.3	1.6
③近所の人から聞いた	3.6	3.7	3.3	3.5	3.3	7.2 +	2.1
④職場の人から聞いた	5.5	7.5 +	4.5	4.1	5.0	7.5	4.9
⑤子どものころ友達などから聞いた	7.3	7.5	11.1	6.2	7.1	10.7	5.6
⑥小学校の授業で習った	31.5	33.0	38.3	29.6	34.9 +	32.2	26.5 -
⑦中学校の授業で習った	8.0	8.5	11.9	7.0	8.7	7.5	7.2
⑧高校の授業で習った	4.2	4.4	6.2	3.5	4.9	3.8	2.9
⑨集会や研修会で知った	3.8	5.1	4.1	2.8	4.6	3.5	2.5
⑩マスメディアで知った	7.9	7.6	6.6	8.5	8.0	7.5	8.8
⑪広報誌や冊子などで知った	1.6	1.5	1.2	1.9	1.4	1.7	2.3
⑫インターネットやSNSで知った	1.0	1.4	0.4	0.8	0.6	1.4	1.3
⑬はっきりおぼえていない	10.9	7.5 -	7.0	14.7 +	9.0	7.5	17.3 +
⑭その他	2.2	1.9	3.7	1.9	2.4	0.9	0.7

※ 複数回答。符号は回答割合からみた検定結果(1%水準で有意)。+は全体より大、-は全体より小。「⑮同和問題(部落問題)を知らない」を除く。

- ・ 認知経路について、全体では「⑥小学校の授業で習った」31.5%と「①父母や兄弟姉妹など家族から聞いた」23.7%という回答に集中している。
- ・ 同和問題(部落差別)が「いまでもある」という対象者では、「⑥小学校の授業で習った」という割合が33.0%で最も多いが、ほかのグループと比較して統計的に有意とはいえない。むしろ「①父母や兄弟姉妹など家族から聞いた」という割合が29.8%で、ほかのグループと比較して有意に多い。また「④職場の人から聞いた」という割合は7.5%にすぎないが、ほかのグループと比較すれば有意に多い。このことは、最初の認知経路が「①父母や兄弟姉妹など家族から聞いた」と「④職場の人から聞いた」という対象者では、同和問題(部落差別)が「いまでもある」と考える傾向があることを示唆している。
- ・ 同和問題(部落差別)は「もはや存在しない(解決済)」という対象者では、「⑥小学校の授業で習った」という割合が38.3%であり、ほかのグループと比較して多い(1%水準では有意ではないが、5%水準でみれば有意である)。このことは、最初の認知経路が「⑥小学校の授業で習った」という対象者では、同和問題(部落差別)が「もはや存在しない(解決済)」と考える傾向があることを示唆している。

- ・同和問題(部落差別)の存続について「分からない」という対象者では、ほかのグループに比べて回答割合が全般に低く、「⑥小学校の授業で習った」29.6%、「①父母や兄弟姉妹など家族から聞いた」19.1%などとなっている。その一方、「③はっきりと覚えていない」については14.7%であり、有意に高い。
- ・同和地区出身者への差別意識を「持っていない」という対象者では、「⑥小学校の授業で習った」という割合が34.9%であり、有意に高い。このことは、最初の認知経路が「⑥小学校の授業で習った」という対象者では、差別意識を「持っていない」と考える傾向があることを示唆している。
- ・差別意識を「持っている」という対象者でも「⑥小学校の授業で習った」という割合が32.2%と多いが、むしろ「①父母や兄弟姉妹など家族から聞いた」という割合が34.8%であり、ほかのグループに比べて有意に多い。また、「③近所の人から聞いた」という割合は7.2%にすぎないが、ほかのグループに比べて有意に高いことも特徴である。これらのことは、最初の認知経路が「①父母や兄弟姉妹など家族から聞いた」と、「③近所の人から聞いた」という対象者では、差別意識を「持っている」という傾向があることを示唆している。

## (2) 同和問題(部落差別)への見解と意識に影響する認知経路

前項では「傾向があることを示唆している」という指摘にとどめているが、同和問題(部落差別)に関する意識に対して、どのような認知経路が関係しているのだろうか。これを重回帰分析という手法を用いて、もう少し詳しく検討してみよう<sup>6)</sup>。

目的変数は、①問15-1の同和問題(部落差別)の存続に関する見解と、②問15-3の同和地区出身者に対する個人的な見方の2つである。それぞれ選択肢による回答を数値データとして処理するため、目的変数の選択肢に下記の重みを付けて計算している(重みは図表4-24と同じである)。説明変数は問14の同和問題(部落差別)に関する認知経路の12項目である(「はっきりおぼえていない」「その他」「同和問題(部落差別)を知らない」と無回答を除く)。選択肢に○印を付けているかどうかというダミー変数として扱っている。

### 《問15-1》同和問題(部落差別)の存続

「いまでもある」3点

「もはや存在しない(解決済)」マイナス3点

「分からない」0点

### 《問15-3》同和地区出身者に対する個人的見解

「差別意識を持っていない」マイナス3点

「差別意識を少し持っている」1点

「差別意識を持っている」3点

「分からない」「その他」0点

図表4-28は、それぞれの目的変数に関する重回帰分析結果である。質的データを数値データに変換して使用していることに加え、同じような内容の説明変数が多いこと、説明変数はダミー変数であることから、いずれの分析結果についても説明力(自由度調整済決定係数)は低い。しかし、回帰式そのものは有意である(脚注6のF値の説明を参照)。以下では、符号の向きに留意しながら統計的に有意な説明変数についてみていく。

6) 単回帰分析は、 $y = a + bx$ のように単一の目的変数 $y$ (被説明変数、従属変数)と単一の説明変数 $x$ (独立変数)の関係を分析する方法である( $a$ は定数項)。重回帰分析は、 $y = a + b_1x_1 + b_2x_2 + b_3x_3 \dots$ のように単一の目的変数と複数の説明変数の関係を調べる多変量分析手法の一種である。回帰式が適切であるかどうかは、自由度調整済決定係数とF値によって判断する。決定係数は1に近いほど説明力が高いといえるが、説明変数の数を考慮した自由度調整済決定係数は、説明変数が多くなると低下する。目的変数についても説明変数についても、選択肢回答による質的データを数値データに変換したり、1か0かというダミー変数を多用するときにも説明力は弱くなる。F値が有意であるとは、回帰式で説明できた部分が説明できなかった部分より大きいことを意味する。説明変数の偏回帰係数はそれぞれの寄与の度合いを示す。個々の説明変数が有意かどうかはt値によって判断する。重回帰分析の結果は目的変数と説明変数の関係を説明しているが、因果関係を説明しているわけではない。

- ・ 図表4-28①は、同和問題(部落差別)について「存続」を3点、「解決済」をマイナス3点として計算している。そのため、説明変数の符号がプラスの場合は「存続」に働き、マイナスの場合は「解決済」に働く。
- ・ 図表4-28①において、有意である項目は、「①父母や兄弟姉妹など家族から聞いた」「④職場の人から聞いた」「⑨集会や研修会で知った」の3つである。符号はいずれもプラスである。これらの経路を通じて同和問題(部落差別)を初めて知ったという対象者は、同和問題(部落差別)が「いまでもある」と考える傾向があるといえる。
- ・ 図表4-28②は、同和地区出身者に対する差別意識について「持っている」を1点または3点、「持っていない」をマイナス3点として計算している。そのため、説明変数の符号がプラスの場合は「持っている」に働き、マイナスの場合は「持っていない」に働く。
- ・ 図表4-28②において、有意と判定された項目は、「⑥小学校の授業で習った」と「⑨集会や研修会で知った」の2つである。符号は両方ともマイナスである。これらの経路を通じて同和問題(部落差別)を初めて知ったという対象者は、「差別意識を持っていない」と考える傾向があるといえる。
- ・ 図表4-28②で説明変数の符号に着目すれば、既出の「⑥小学校の授業で習った」と「⑨集会や研修会で知った」のほかに、有意ではないが、「①父母や兄弟姉妹など家族から聞いた」「②親せきの人から聞いた」「⑦中学校の授業で習った」「⑧高校の授業で習った」「⑩マスメディアで知った」についてもマイナスである。これらの経路は差別意識の解消に働くことを示唆している。
- ・ 図表4-28②では、符号がプラスであれば差別意識を「持っている」という方向を意味するが、プラスかつ有意である項目はない。ところが、「③近所の人から聞いた」と「⑫インターネットやSNSで知った」という2項目については、個々の説明変数の有意性を判断するt値(脚注6を参照)が比較的高く、符号はプラスである。「③近所の人から聞いた」と「⑫インターネットやSNSで知った」という認知経路は、差別意識を「持っている」という方向に働く可能性があることを示唆している。

**図表4-28 同和問題(部落差別)への見解と意識に影響する認知経路(問14、問15-1、問15-3)**

	①同和問題(部落差別)は「いまでもある」に影響する要因		②同和地区出身者への差別意識を「持っている」に影響する要因	
	偏回帰係数	t 値	偏回帰係数	t 値
①父母や兄弟姉妹など家族から聞いた	0.473	4.780 **	-0.015	-0.161
②親せきの人から聞いた	0.400	1.459	-0.216	-0.864
③近所の人から聞いた	-0.046	-0.212	0.230	1.129
④職場の人から聞いた	0.615	3.463 **	0.038	0.227
⑤子どものころ友達などから聞いた	-0.063	-0.403	0.010	0.067
⑥小学校の授業で習った	0.160	1.704	-0.223	-2.557 *
⑦中学校の授業で習った	-0.005	-0.031	-0.185	-1.355
⑧高校の授業で習った	0.018	0.090	-0.237	-1.301
⑨集会や研修会で知った	0.449	2.162 *	-0.475	-2.441 *
⑩マスメディアで知った	0.034	0.228	-0.104	-0.753
⑪広報誌や冊子などで知った	-0.062	-0.200	0.278	0.977
⑫インターネットやSNSで知った	0.759	1.875	0.620	1.605
対象数		2,347		2,270
自由度調整済決定係数		0.013		0.004
F 値		3.489 **		1.768 *

※ 当該設問の有効回答を対象とした重回帰分析結果。\*\*は1%水準、\*は5%水準で有意。

### 3. 同和問題(部落差別)と対応方策

#### (1) 同和問題(部落差別)に関して人権が尊重されていないと思うこと

図表4-29は、問16「同和問題(部落差別)に関する事柄で、特に人権が尊重されていないと思うのは、どのようなことですか」という設問について、図表4-21と図表4-23の類型別に集計したものである。

- ・全体では、「結婚しようとする時に周囲が反対する」38.8%、「身元調査」23.6%、「差別的な発言や行動」19.7%などが上位にあげられている。
- ・第1位の「結婚に周囲が反対」については類型別の特徴が明瞭にあらわれている。すなわち、「存続／意識なし」で56.8%、「存続／意識あり」で61.7%であり、それぞれ平均より有意に高い。一方、「解決済／差別意識なし」では、これらの半分以下の27.4%であり、平均より有意に低い。
- ・「結婚に周囲が反対」のほか、「身元調査」「差別的な発言や行動」「就職の際や職場において不利な扱いを受ける」についても、「存続／意識なし」または「存続／意識あり」のグループと「解決済／差別意識なし」のグループの開きが大きい。これらのことから、同和問題(部落差別)が「いまでもある」という対象者は、差別意識の有無にかかわらず、結婚や就職などの日常的な事柄に差別が存続しているとみていることが推察される。
- ・差別意識が「いまでもある」という対象者のなかでは、全般に「存続／意識なし」というグループの回答割合が高い。ところが、「結婚に周囲が反対」のほか「身元調査」「家や土地の購入、マンション等を建設する際に同和地区かどうかを調べる」「同和問題を口実に企業や官公庁などに不当な要求をする『えせ同和行為』が行われること」については、「存続／意識あり」というグループの回答割合が高くなっている。
- ・「解決済／意識なし」というグループでは、同和問題(部落差別)は「解決済」とみているため、「特になし」30.9%と「分からない」17.7%の合計でほぼ半数を占めている。ただし、このグループは175人(全体の7.3%)であり、それほど多くない<sup>7)</sup>。
- ・むしろ多数派なのは、同和問題(部落差別)の存在についても同和地区出身者に対する考えについても無回答の対象者である。これらの対象者について「特になし」と「分からない」という回答を合計すると、「無回答／人権問題に関心あり」では41.7%(455人)、「無回答／人権問題に関心なし」では55.6%(224人)である。

図表4-29 同和問題(部落差別)に関して人権が尊重されていないと思うこと(問16)

(%)

	対象数	結婚に周囲が反対	就職や職場で不利な扱い	差別的な発言や行動	差別的なはり紙や落書き	身元調査	SNSによる差別的な情報	インターネットやSNSによる差別的な情報	建設時に同和地区物	不動産購入や建物	「えせ同和行為」	特になし	分からない
全体	2,405	38.8	18.5	19.7	3.0	23.6	12.0	17.5	11.1	9.3	25.6		
存続/意識なし	482	56.8	+25.5	+35.9	+5.2	+32.2	+21.4	+21.8	13.5	3.5	-6.0	-	
存続/意識あり	230	61.7	+21.7	24.8	2.2	34.8	+13.9	37.4	+17.0	+4.3	-5.7	-	
解決済/意識なし	175	27.4	-12.0	13.1	1.7	18.3	7.4	11.4	10.9	30.9	+17.7		
解決済/意識あり	23	43.5	4.3	4.3	0.0	30.4	0.0	56.5	+17.4	21.7	4.3		
無回答/関心あり	1,092	34.0	-18.3	16.5	-2.9	21.3	11.2	14.6	10.7	8.0	33.7	+	
無回答/関心なし	403	21.8	-12.7	-9.7	-2.0	14.9	-4.7	-9.4	-5.7	-12.7	42.9	+	

※ 複数回答。符号は回答割合からみた検定結果(1%水準で有意)。+は全体より大、-は全体より小。

※ 「無回答/関心なし」には問1の無回答(20人)を含む。

7) 「解決済/意識あり」の対象数は23人と少ないため、図表には表示しているが、原則として言及しない。

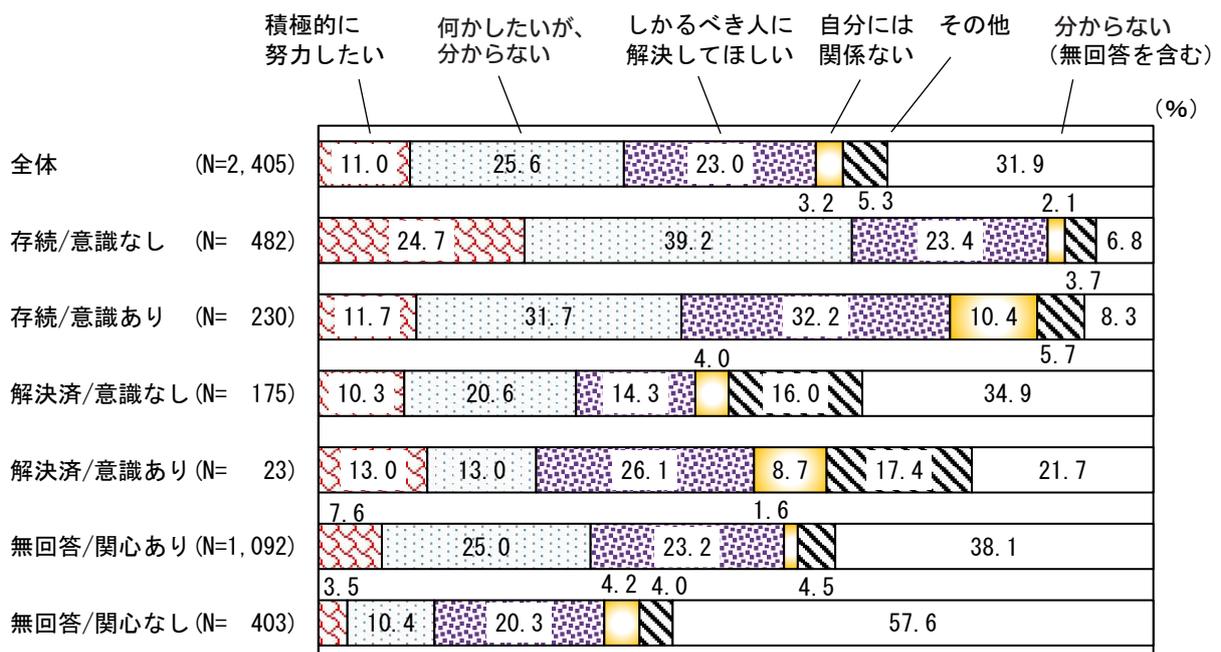
- ・ 図表4-25でみたとおり、問15-1と問15-3で同和問題(部落差別)に明確な意思表示をしていない対象者は1,495人(1,092人+403人)である。このうち45.4%に当たる679人(455人+224人)は、人権問題にかかわる問16で具体的選択肢に回答していない。これは全体の28.2%(679人÷2,405人)、3.5人に1人の割合に当たる。

## (2) 同和問題(部落差別)解決に向けた考え

図表4-30は、問17「同和問題(部落差別)の解決に対するあなた自身の考えに最も近いもの」という設問について、図表4-23と図表4-25の類型別に集計したものである。

- ・ 全体では、「自分も市民の一人として、身近な問題の解決に積極的に努力したいと思う」11.0%、「問題解決のために自分も何かしたいと思うが、何をすればよいのか分からない」25.6%、「自分ではどうしようもない問題だが、誰かしかるべき人に解決してほしいと思う」23.0%、「これは同和地区出身の人の問題であるから、自分とは直接関係ないと思う」3.2%である。残りの31.9%は「同和問題(部落差別)のことは分からない」としている(無回答を含む)。
- ・ 「積極的に努力したい」と「何かしたいが、分からない」という回答を合計すると、全体では36.6%である。後述にあるように、同和問題(部落差別)に関する無関心層が全体の4分1あまりを占めるにもかかわらず、全体の3分の1を超える市民は解決に向けた明示的・暗黙的な意思を示している。「積極的に努力したい」と「何かしたいが、分からない」を合計した回答割合は、「存続/意識なし」では63.9%にのぼり、「存続/意識あり」でも43.4%と少なくない。同和問題(部落差別)が「いまでもある」という対象者では、明示的か暗黙的かという違いはあるものの、「何かすべき」という取り組み意識が比較的強いといえる。
- ・ その一方、「存続/意識なし」でも「存続/意識あり」でも、それぞれ23～32%の対象者は「しかるべき人に解決してほしい」としている。

図表4-30 同和問題(部落差別)解決に向けた考え(問17)



- ・「積極的に努力したい」と「何かしたいが、分からない」という回答を合計すると、「無回答／関心あり」で32.6%、「無回答／関心なし」でも13.9%である。問15-1と問15-3で同和問題(部落差別)に明確な意思表示をしていない対象者でも、解決に向けて何らかの意思表示をしている対象者は一定割合でみられる。その半面、「無回答／関心あり」の38.1%(416人)、「無回答／関心なし」の57.6%(232人)は「分からない」(無回答を含む)としている。これらの合計は実数では648人であり、全体の26.9%に当たる。結局、全体の4分の1あまりは、同和問題(部落差別)に関して意見や行動を明示しない無関心層とみられる。

### (3) 同和問題(部落差別)解決に向けた対応方策

図表4-31は、問18「同和問題(部落差別)を解決するために、特に社会に必要なことはどのようなことだと思いますか」という設問について、問17の対象者個人の取り組みに関する考えとの関係をみたものである。

- ・全体では、「市民一人ひとりが同和問題(部落差別)を正しく理解し、問題解決のために努力する」44.8%、「学校で同和問題(部落差別)に関する教育を行う」35.1%、「行政がインターネットやSNSで正しい知識や情報を発信する」25.2%、「行政が同和問題(部落差別)を解決するために、啓発や相談体制の充実など、積極的に努力する」23.1%などとなっている。
- ・個人の取り組み姿勢別にみると、「市民一人ひとりが同和問題(部落差別)を正しく理解し、問題解決のために努力する」については、「自分も市民の一人として、身近な問題の解決に積極的に努力したいと思う」という対象者の83.3%、「問題解決のために自分も何かしたいと思うが、何をすればよいのか分からない」という対象者の68.0%があげている。これらの何らかの主体的な意思表示をしているグループでは、「学校で同和問題(部落差別)に関する教育を行う」という回答も多く、それぞれ過半数の50%台である。
- ・「特別なことはせず、自然に解決するのを待つ」という回答は全体では10.4%であるが、「同和地区出身の人の問題であるから、自分とは直接関係ないと思う」と「その他」を回答した対象者では、それぞれ20~30%程度であり、ほかのグループに比べて多い。ただし、「特にない」と「その他」の対象者は合計しても197人、全体の8.7%である。

図表4-31 同和問題(部落差別)解決に向けた考え別にみた対応方策(問17、問18)

(%)

	対象数	市民一人ひとりが正しく理解し、解決に努力する	行政が啓発や相談体制の充実などに努力する	行政がインターネットなどで正しい知識や情報を発信する	学校で同和問題(部落差別)に関する教育を行う	特別なことはせず、自然に解決するのを待つ	その他	特にない、分からない
全体	2,405	44.8	23.1	25.2	35.1	10.4	3.7	25.3
市民の一人として積極的に努力したい	264	83.3	+35.6	+33.0	+55.3	+7.2	3.4	1.1
何かしたいが、何をすればよいかわからない	616	68.0	+32.6	+38.3	+50.5	+7.1	-1.3	-7.1
誰かしかるべき人に解決してほしい	553	50.8	+33.3	+32.2	+45.9	+10.3	0.7	-13.6
同和地区出身者の問題であり、関係ない	78	15.4	-19.2	15.4	21.8	23.1	+6.4	28.2
その他	128	19.5	-9.4	-15.6	17.2	-32.0	+33.6	+18.8
同和問題(部落差別)のことは分からない	687	14.4	-6.3	-9.8	-11.4	-9.9	2.2	61.9

※ 複数回答。符号は回答割合からみた検定結果(1%水準で有意)。+は全体より大、-は全体より小。

- ・興味深いのは、「自分ではどうしようもない問題だが、誰かしかるべき人に解決してほしいと思う」という、いわば傍観者的なグループの回答は、「積極的に努力したい」「何かしたいが、分からない」という主体的な意思表示をしているグループの回答とよく似ていることである。もちろん細かくみれば違いはあるが、「特にない」または「その他」を回答したグループと比較すれば、傍観者的なグループの回答は主体的な意思表示グループの回答にはるかに近似している。
- ・そのような「しかるべき人に解決してほしい」という傍観者的な見方をしている対象者は553人（全体の23.0%）である。これは「何かしたいが、分からない」という対象者の9割に当たり、「積極的に努力したい」という対象者の2倍の規模に相当する。傍観者的な見方を「努力したい」あるいは少なくとも「何かしたい」という主体的な考えに導くことができれば、同和問題（部落差別）の解決に向けてより能動的な市民の厚みが増すことが期待される。

#### (4) 解決に向けた考えの男女別・年列別構成

では、主体的な意思表示をしているグループと傍観者的な見方をしているグループの違いはどこにあるのだろうか。図表4-32は、問17の対象者個人の取り組み姿勢のうち関係する3つの選択肢について、男女別・年代別構成を比較したものである。

- ・もともとの対象者の構成は男性40.2%、女性55.3%である。ところが「積極的に努力したい」という対象者の構成は50.8%対47.0%であり、男性が有意に多く、女性は有意に少ない。

図表4-32 同和問題（部落差別）解決に向けた考えの男女別・年代別構成（問17）

（人、%）

	全体		積極的に努力したい		何かしたいが、 分からない		しかるべき人に 解決してほしい	
全体	2,405	100.0	264	100.0	616	100.0	553	100.0
男性	968	40.2	134	50.8 +	241	39.1	226	40.9
18～29歳	72	3.0	9	3.4	15	2.4	20	3.6
30～39歳	87	3.6	13	4.9	22	3.6	15	2.7
40～49歳	116	4.8	13	4.9	27	4.4	29	5.2
50～59歳	210	8.7	33	12.5 +	61	9.9	48	8.7
60～69歳	214	8.9	26	9.8	55	8.9	52	9.4
70～79歳	262	10.9	37	14.0	60	9.7	62	11.2
女性	1,329	55.3	124	47.0 -	352	57.1	309	55.9
18～29歳	99	4.1	9	3.4	30	4.9	25	4.5
30～39歳	131	5.4	12	4.5	32	5.2	40	7.2
40～49歳	188	7.8	16	6.1	59	9.6	39	7.1
50～59歳	251	10.4	25	9.5	72	11.7	55	9.9
60～69歳	284	11.8	27	10.2	75	12.2	79	14.3
70～79歳	357	14.8	33	12.5	78	12.7	67	12.1

※ 符号は構成比からみた検定結果（1%水準で有意）。+は全体より大、-は全体より小。

- ・そのなかでも50～59歳の男性の構成比は有意に大きい<sup>8)</sup>。この世代は、人権・差別意識度数が高く（図表4-1）、同和問題（部落差別）が「いまでもある」という回答が最も多いと同時に（図表4-19）、同和地区出身者に対する差別意識を「持っている」という回答も最も多い（図表4-20）。そのよう

8) これは「自分も市民の一人として、身近な問題の解決に積極的に努力したいと思う」という対象者を分母とし、そのうち50～59歳の男性の構成比をもともとの対象者の構成比と比較したものである。いままでみてきた通常集計によると、「自分も市民の一人として、身近な問題の解決に積極的に努力したいと思う」という選択肢の回答割合は、全体を分母にすると11.0%、50～59歳の男性を分母にすると15.7%である（図表2-57を参照）。

な自覚があるからこそ、「自分も市民の一人として、身近な問題の解決に積極的に努力したいと思う」という意向が相対的に強くあらわれているとも解釈される。

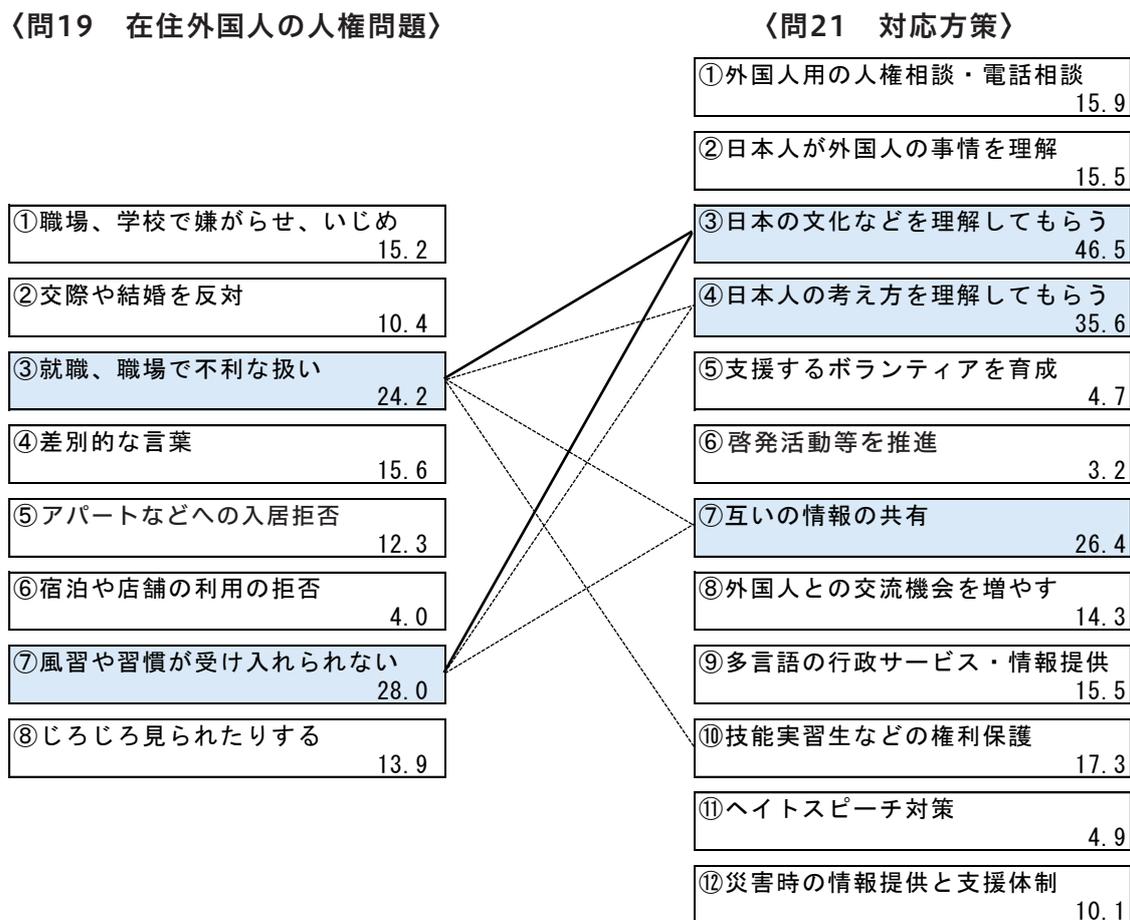
- ・一方、「何かしたいが、分からない」と「しかるべき人に解決してほしい」と考えている対象者の男女別・年齢別構成は、もともとの対象者の男女別・年代別構成と変わらない。高低があるようにみえる箇所があっても、統計的に意味のある差とはいえない。
- ・このことから、「何かしたいが、分からない」という対象者と「しかるべき人に解決してほしい」という対象者を区分する要因として、男女や年代はあまり関係なく、おそらくは同和問題(部落差別)の認知経路や個人的体験などの要因が関係していると推測される。

#### 4. 在住外国人の人権問題と対応方策

図表4-33は、問19の日本在住外国人の人権問題と問21の対応方策の関係について、それぞれ回答割合25%以上の組み合わせをみたものである(方法は、本章第4節の図表4-14～図表4-17と同じである。「特になし」と「分からない」(無回答を含む)を除く)。

- ・問19について、全体では「⑦風習や習慣が受け入れられない」28.0%と「③就職・職場で不利な扱いを受ける」24.2%という回答が多い。

図表4-33 在住外国人の人権問題と対応方策(問19、問21)



※ それぞれ回答割合25%以上の項目の関係を表示。問19の③を含む。数字は全体の回答割合(%)。

※ 直線は問19からみた回答割合。細実線は50%以上、細点線は25%以上。

- ・問21の対応方策の第1位は「③日本の文化や社会事情を外国人に理解してもらう」46.5%である。全体の数値は50%を切っているが、たとえば問19で「⑦風習や習慣などの違いが受け入れられない」を回答した人の53.2%は対応方策として「③日本の文化や社会事情を外国人に理解してもらう」をあげるなど、問19からみれば8選択肢のすべてで回答割合が50%を超えている。つまり、対応方策の③は多様な問題への基礎的な対応方策としてみられている。
- ・問21の第2位は「④日本人の意識や考え方を外国人に理解してもらう」35.6%である。やはり問21の③と同様に問19の多くの選択肢と対応しているが、問19との関係はやや弱い。いずれの選択肢についても問19からみた回答割合は30~40%台であり、50%を超える項目はない。
- ・問21の「②日本人が外国人の事情を理解する」という回答は全体では15.5%であり、図表には表示されないが、問19の8選択肢との組み合わせのうち回答割合が10%台が2項目、20%台が6項目である。問21の③と④に比べると問19との結びつきは強くない。
- ・これら問21の②③④を通してみると、在住外国人にかかわる問題であっても、その対応方策については「日本人が外国人を理解する」より「外国人に理解してもらう」ことに重きが置かれ、その場合には「日本人の意識や考え方」より「日本の文化や社会事情」を理解してもらうことが優先される傾向をうかがうことができる<sup>9)</sup>。
- ・問19のような事柄については、多くの市民にとって日常的に体験する機会にはないであろうから、「特になし」と「分からない」(無回答を含む)が多く、合計で全体の45.2%を占める。その一方、問21の対応方策については実際に体験しなくても回答できるであろうから、「特になし」と「分からない」(無回答を含む)は合計で全体の18.1%にとどまる。

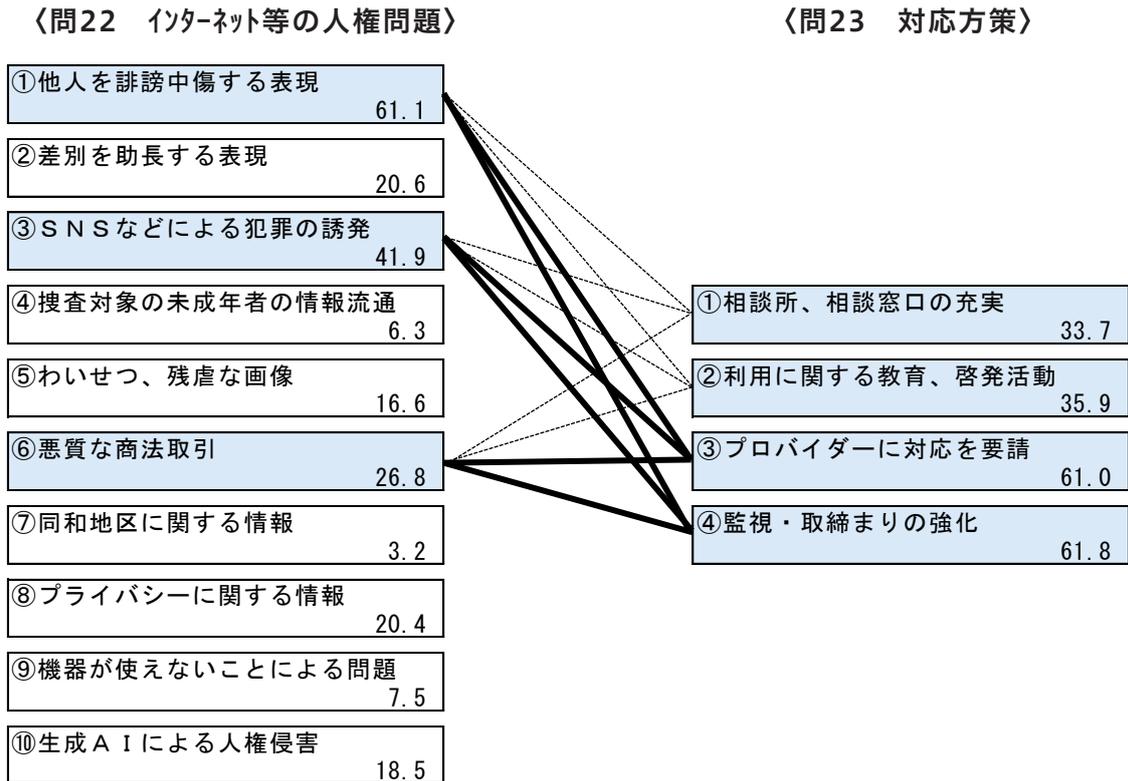
## 5. インターネット上やSNSによる人権問題と対応方策

図表4-34は、問22のインターネット上やSNSにかかわる人権問題と問23の対応方策の関係について、それぞれ回答割合25%以上の組み合わせをみたものである。

- ・問22については、「①他人を誹謗中傷する表現を掲載している」61.1%という回答が多く、これに「③SNSなどによる交流が犯罪を誘発する場となっている」41.9%、「⑥悪質な商法の取引の場となっている」26.8%が続いている。
- ・問23の対応方策については、選択肢が少ないため回答が集中している。すなわち「③プロバイダーなどに対して、人権を侵害する違法な情報の削除を含む対応を求める」と「④人権を侵害する違法な情報に対する監視・取締りを行う」がそれぞれ60%台であり、「①インターネットにより人権侵害を受けた者のための相談所や電話相談窓口を充実させる」と「②インターネット利用者やプロバイダーなどに対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識を深めるための教育・啓発広報活動を推進する」がそれぞれ30%台である。
- ・問23の③と④については、問22の10選択肢の回答割合が少なくとも60%台であり、多くの項目で70%を超えている。③と④は、多くの問題に対する基礎的な対応方策とみられている。
- ・図表には表示していないが、「特になし」と「分からない」(無回答を含む)の合計は、問22で15.9%、問23で16.8%である。全体の6人前後に1人は広義の無関心層である。

9) 第3章でみたように、前回調査から今回調査にかけて、問21の「⑦日本人にも外国人にも互いの情報をより多く提供する」という互恵的・協調的な回答は42.2%から26.4%に減少する一方、「③日本の文化や社会事情を外国人に理解してもらう」という回答が39.5%から46.5%に増加している(図表3-22を参照)。

図表4-34 インターネット等による人権問題と対応方策(問22、問23)



※ それぞれ回答割合25%以上の項目の関係を表示。数字は全体の回答割合(%)。  
 ※ 直線は問22からみた回答割合。太実線は75%以上、細実線は50%以上、細点線は25%以上。

## 6. 性的マイノリティの人権問題と対応方策

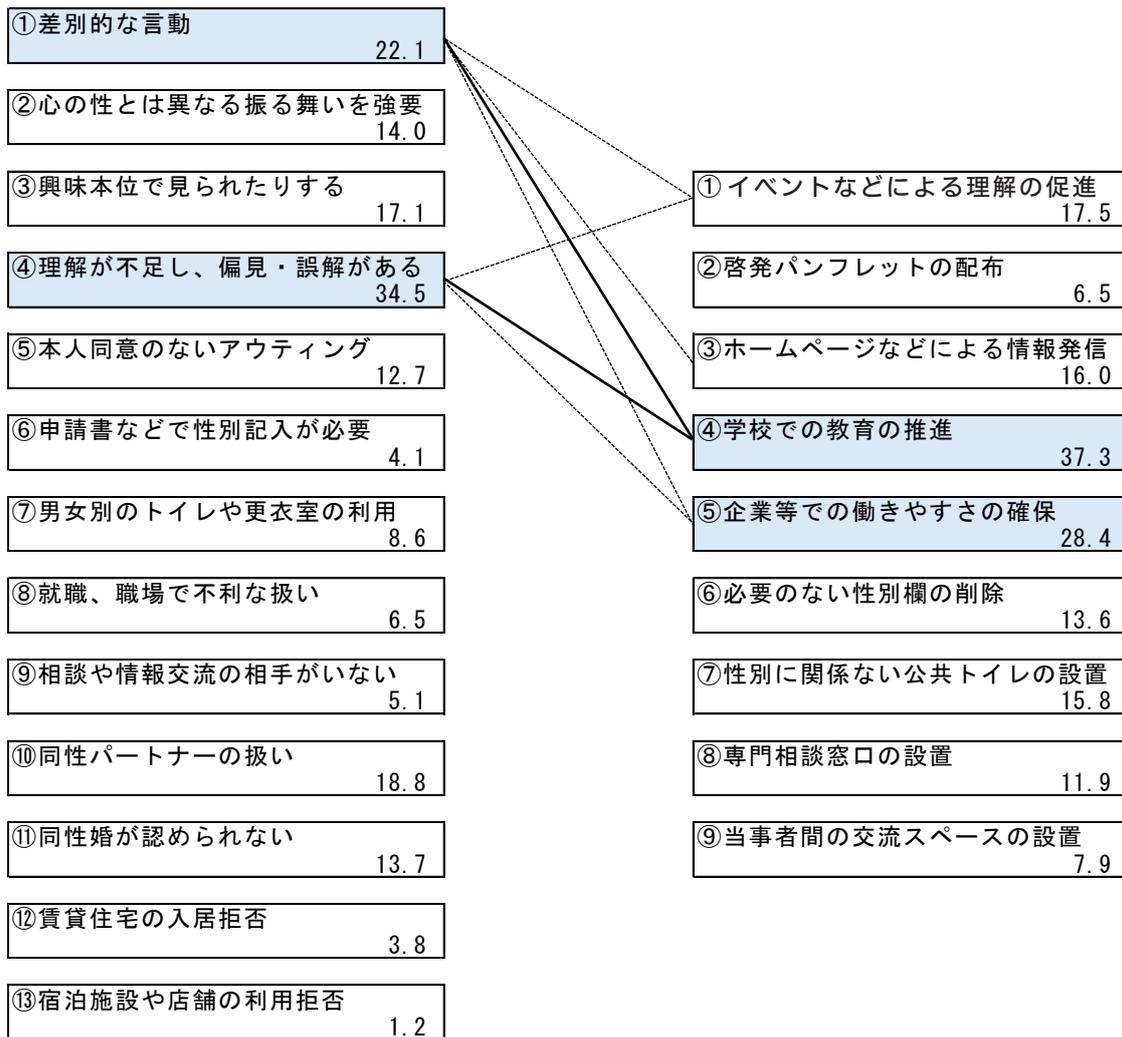
図表4-35は、問24の性的マイノリティにかかわる人権問題と問26の対応方策の関係について、回答割合25%以上の組み合わせをみたものである。

- ・ 問24については、選択肢が具体的であると同時に後述のように無関心層が多いため、回答が分散している。そのなかでは第1位の「④性的マイノリティに対する理解が不足しており、誤解や偏見がある」34.5%に次いで、第2位の「①差別的な言動(悪口、いやがらせなど)を受ける」22.1%が上位にあげられている。
- ・ 問26の対応方策の側からみると、やはり無関心層が多くて回答割合は全般に高くないが、そのなかでは「④学校における教育を推進する」37.3%、「⑤企業等において働きやすい職場環境や福利厚生の実施を進める」28.4%が上位にあげられている。
- ・ これらのうち問26の④については、問24の13選択肢のうち11項目において回答割合が50%(うち1項目では60%)を超えており、多くの問題への対応方策として学校教育が想定されている。同様に問26の⑤についても、問24の13選択肢のうち10項目において回答割合が40%(うち1項目では50%)を超えている。
- ・ 図表には表示していないが、「特になし」と「分からない」(無回答を含む)の合計は、問24で36.0%、問26で34.5%である。全体の3人弱に1人は広義の無関心層である。在住外国人の場合と同様、多くの市民にとって性的マイノリティの問題に日常的に接する機会は限られるであろうから、答えようにも答えようがないという意味での無関心層も存在すると考えられる。

図表4-35 性的マイノリティの人権問題と対応方策(問24、問26)

〈問24 性的マイノリティの人権問題〉

〈問26 対応方策〉



※ それぞれ回答割合25%以上の項目の関係を表示。問24の①を含む。数字は全体の回答割合(%)。  
 ※ 直線は問24からみた回答割合。細実線は50%以上、細点線は25%以上。

7. 北九州市パートナーシップ宣誓制度

(1) 制度の認知状況

性的マイノリティに関する問24と問26では、それぞれ全体の3分の1あまりが「特にない」「分からない」としている。これらの無回答層では関連制度の認知状況についても低いことが予想される。そこで、問24で「特にない」「分からない」という「回答なし」の対象者といずれかの選択肢に回答した「回答あり」の対象者に分けて、北九州市パートナーシップ宣誓制度に関する認知状況を比較してみた。図表4-36①がその結果である。

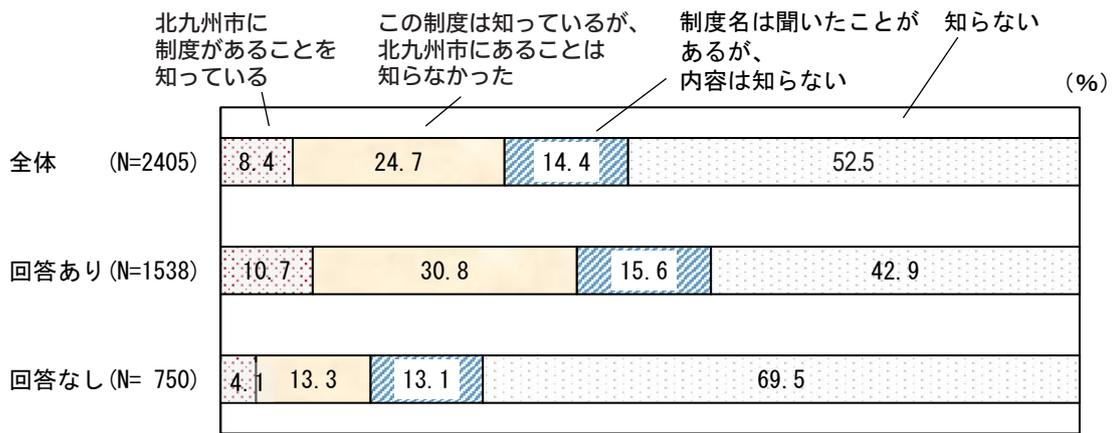
- ・ 同制度について「知らない」という対象者は全体では過半数の52.5%（無回答を含む）である。「知らない」という回答割合は「回答あり」では42.9%だが、「回答なし」では3分の2以上の69.5%を占める。これは実数では521人であり、全体の21.7%、4.6人に1人の割合である<sup>10)</sup>。

10) 問1で人権問題・差別問題に「関心がある」という対象者では「北九州市に制度があることを知っている」9.8%、「この制度自体は知っているが、北九州市にあることは知らなかった」27.1%、「制度名は聞いたことがあるが、内容は知らない」15.8%、合計52.7%である（図表2-79を参照）。図表4-36でみている問24に回答ありの対象者では合計57.1%であり、広義での認知率が少し高い。

- ・問24でいずれかの選択肢に回答した「回答あり」という対象者においても、「北九州市に制度があることを知っている」は10.7%であり、あまり多くない。むしろ「この制度自体は知っているが、北九州市にあることは知らなかった」30.8%という回答が少なくない。これは実数では473人であり、全体の19.7%、約5人に1人の割合に当たる。
- ・「制度名を聞いたことがあるが、内容は知らない」という回答は、「回答あり」で15.6%、「回答なし」で13.1%であり、それほど大きな差はない。

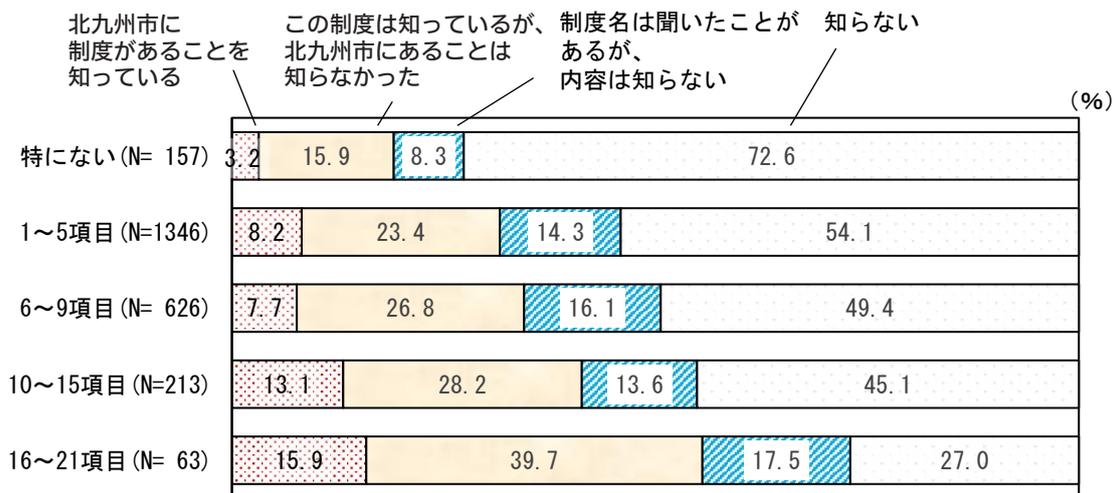
図表4-36 北九州市パートナーシップ宣誓制度の認知状況

①性的マイノリティの人権問題についての回答の有無別(問24、問25)



※ 「回答あり」は問24で選択肢1～14を回答した対象者。「回答なし」は問24で「特にない」「分からない」と回答した対象者。「知らない」に無回答(1.6%)を含む。

②関心のある人権問題の回答項目数別(問3、問25)



※ 「知らない」に無回答(1.6%)を含む。

(2) 関心のある人権問題の回答項目数との関係

図表4-13でみたように、関心がある人権問題の回答項目数(問3)が多いと、5つの主要法制度の認知状況(問5)も高くなる。図表4-36②は、これと同じことを北九州市パートナーシップ宣誓制度について確認したものである。

- ・「北九州市に制度があることを知っている」と「この制度自体は知っているが、北九州市にあることは知らなかった」という回答割合は、回答項目数が多くなるに連れて拡大している。両者の合計は、関心のある人権問題が特にないという対象者では19.1%だが、16～21項目をあげた対象者では過半数の55.6%を占める。
- ・その一方、「制度名は聞いたことがあるが、内容は知らない」という回答割合が、1～5項目をあげた対象者で14.3%、16～21項目をあげた対象者でも17.5%である。関心のある人権問題が特にないという対象者を除いて、いずれも15%±数%である。つまり、関心のある回答項目数が多くても、北九州市パートナーシップ宣誓制度の内容が詳しく知られているとは限らない。

### (3) 無回答・非認知者の構成

図表4-37は、問24で「回答なし」のうち問25で北九州市パートナーシップ宣誓制度を「知らない」という非認知の対象者521人について、どのような特徴を持っているかを確認するため、もともとの対象者の男女別・年代別構成と比較したものである。参考として、問25で「北九州市に制度があることを知っている」という202人の男女別・年代別構成を併記している。

- ・もともとの男女別構成比は40.2%対55.3%であるが、「問24で無回答かつ問25で非認知」の対象者では43.6%対50.9%である(男女・年代に関する無回答があるため、合計は一致しない)。
- ・男性の18～19歳、30～39歳、50～59歳では構成比が低下し、それだけ同制度に関する認知率が相対的に高いことがわかる。これに対し、男性の60～69歳と特に70～79歳では構成比が拡大しており、認知率が相対的に低いことがわかる。
- ・女性のもともとの構成比は55.3%であるが、「問24で無回答かつ問25で非認知」の対象者については50.9%である(もともとの構成比と比較すると1%水準で有意差が認められる)。ほぼすべての年代で構成比が低下し、それだけ「知らない」という回答が少ないことがわかる。ところが女性の70～79歳については、もともとの構成比に比べて10ポイント近く構成比が大きい(もともとの構成比と比較すると1%水準で有意差が認められる)。この世代が「知らない」という回答割合の多くを押し上げているといえる。

図表4-37 無回答・非認知者の男女別・年代別構成(問24、問25)

(人、%)

全体	全 体		パートナーシップ宣誓制度を知っている			問24で無回答かつ問25で非認知		
	人	%	人	%	(差)	人	%	(差)
全体	2,405	100.0	202	100.0		521	100.0	
男性	968	40.2	89	44.1	( 3.8 )	227	43.6	( 3.3 )
18～29歳	72	3.0	6	3.0	( 0.0 )	15	2.9	( -0.1 )
30～39歳	87	3.6	11	5.4	( 1.8 )	18	3.5	( -0.2 )
40～49歳	116	4.8	7	3.5	( -1.4 )	29	5.6	( 0.7 )
50～59歳	210	8.7	28	13.9	+ ( 5.1 )	37	7.1	( -1.6 )
60～69歳	214	8.9	21	10.4	( 1.5 )	52	10.0	( 1.1 )
70～79歳	262	10.9	15	7.4	( -3.5 )	75	14.4	( 3.5 )
女性	1,329	55.3	103	51.0	- ( -4.3 )	265	50.9	- ( -4.4 )
18～29歳	99	4.1	17	8.4	( 4.3 )	14	2.7	( -1.4 )
30～39歳	131	5.4	10	5.0	( -0.5 )	10	1.9	( -3.5 )
40～49歳	188	7.8	15	7.4	( -0.4 )	32	6.1	( -1.7 )
50～59歳	251	10.4	21	10.4	( 0.0 )	30	5.8	( -4.7 )
60～69歳	284	11.8	19	9.4	( -2.4 )	48	9.2	( -2.6 )
70～79歳	357	14.8	20	9.9	- ( -4.9 )	128	24.6	+ ( 9.7 )

※ 符号は構成比からみた検定結果(1%水準で有意)。+は全体より大、-は全体より小。

※ かつこは全体の構成比との差。

- ・一方、もともとの男女別構成比は40.2%対55.3%であるが、問25で「北九州市に制度があることを知っている」という対象者の男女別構成比は44.1%対51.0%である。男性においては、「問24で無回答かつ問25で非認知」の対象者が相対的に多く、「制度を知っている」という対象者も相対的に多いという両極化の傾向がうかがえる。
- ・女性においては、男性とは対照的に「問24で無回答かつ問25で非認知」の対象者が相対的に少なく、「制度を知っている」という対象者も相対的に少ない。女性ではこれらの中間に当たる回答が相対的に多いことが推察される。実際、「この制度自体は知っているが、北九州市にあることは知らなかった」という回答は、男性では19.1%であるが、女性では9ポイントあまり多い28.4%である(図表2-78を参照)。
- ・なお、今回の調査では性別を「その他」とした対象者は16人(全体の0.7%)である。このうち「北九州市に制度があることを知っている」は2人、「この制度自体は知っているが、北九州市にあることは知らなかった」6人、「制度名は聞いたことがあるが、内容は知らない」1人であり、残りの7人は「知らない」としている。

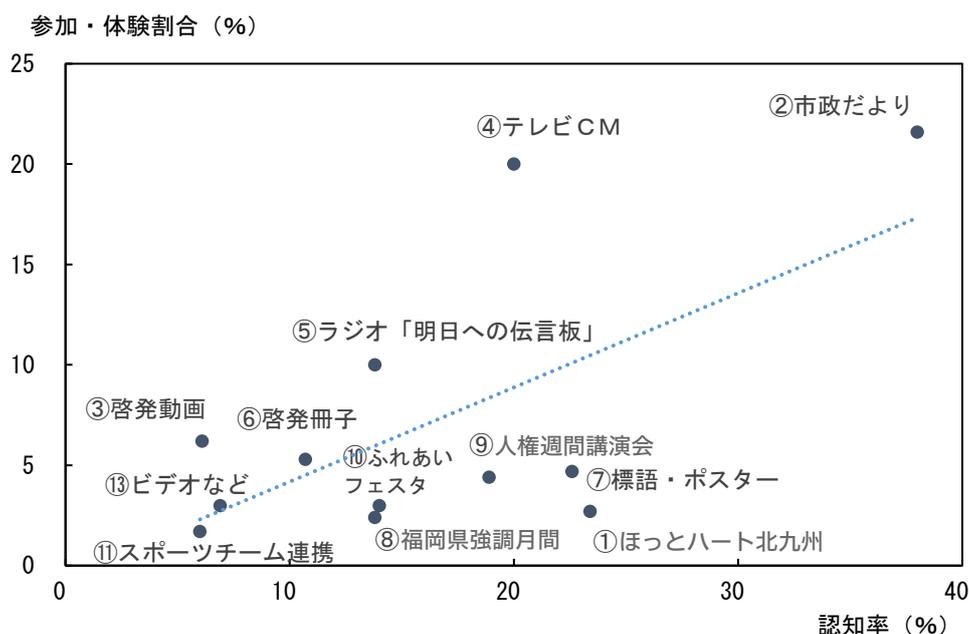
## 6 啓発活動に関する認知と参加の状況

### 1. 啓発活動の認知状況と参加・体験状況

図表4-38は、問27の啓発活動の認知状況と問29の啓発活動への参加や視聴の経験について、対応する選択肢を組み合わせたものである。市民が啓発活動の存在を単に知るだけでなく、実際に参加・体験することにより、考えの変化や具体的行動に結びつくことが期待される。

- ・問27について、全体では「②市政だよりへの人権啓発記事の掲載」38.0%、「①人権の約束事運動『ほっとハート北九州』」23.4%、「⑦人権標語・ポスターの募集」22.6%などが上位にあげられている。その一方、「知らない」と無回答が合計で3分の1あまりの35.9%にのぼる。

図表4-38 人権啓発活動の認知状況と参加・体験状況(問27、問29)



※ 複数回答。○数字は問27の選択肢の番号。問29にない「⑫人権相談」を除く。

※ 点線は回帰式による傾向線。

- ・問29については「②市政だよりの人権啓発記事の講読」21.6%、「④テレビの人権啓発CMの視聴」20.0%が上位にあげられているが、残りの選択肢の回答割合は全般に低い。「特にない」と無回答が合計で過半数の56.3%を占めている。
- ・単純に「問29の参加・体験割合÷問27の認知率」でいわば実効倍率を計算すると、問27の選択肢でいえば「④人権啓発CMのテレビ放送」がちょうど1.0倍である。認知率に見合っただけで参加・体験割合も高い。「③人権啓発動画の作成・配信」についても1.0倍強であるが、もともとの回答割合は低い。③と④とは映像という点で共通しており、視覚的な情報入手手段は行動につながりやすい傾向があることが示唆される。
- ・これらに次いで、「②市政だよりへの人権啓発記事の掲載」「⑤人権を考えるラジオ番組『明日への伝言板』の放送」「⑥人権啓発冊子やパンフレットの作成・配布」については、実効倍率が0.5～0.7倍程度であり、比較的高い。「②市政だよりへの人権啓発記事の掲載」については認知率は38.0%、参加・体験割合は21.6%であり、それぞれ最も多く、市民にとって身近な媒体といえる。
- ・「①人権の約束事運動『ほっとハート北九州』」と「⑦人権標語・ポスターの募集」については認知率は20%台であり、比較的高いものの、参加・体験割合は数%にとどまっている。これらの啓発活動について知っていても、実際に参加したり応募したりする人は限られていることがわかる。

## 2. 人権啓発活動に関する情報入手手段

図表4-39は、情報入手手段による行動への影響を調べるため、問28の人権啓発活動に関する情報入手手段と問29の人権啓発活動への参加・体験状況の関係をみたものである。

図表4-39 人権啓発活動に関する情報入手手段と参加・体験状況(問28、問29)

(%)

問28 情報入手手段	問29 参加・体験	①ほっとハート北九州に参加	②市政だよりの購読	③啓発動画の視聴	④テレビCMの視聴	⑤ラジオ番組の聴取	⑥冊子やパンフレットの購読	⑦標語ポスターへの応募	⑧福岡県強調月間に参加	⑨人権週間の人権講演会	⑩ふれあいフェスタへの参加	⑪スポーツと連携した啓発	⑫ビデオ、図書の貸し出し
全体	2,405	2.7	21.6	6.2	20.0	10.0	5.3	4.7	2.4	4.4	3.0	1.7	3.0
①市政だより	1,181	4.9	40.3	8.9	28.5	13.8	8.8	5.2	3.8	6.8	4.5	1.9	4.0
②市政だより(Web版)	72	8.3	29.2	12.5	23.6	16.7	11.1	9.7	2.8	5.6	4.2	2.8	6.9
③新聞	426	5.2	40.6	9.4	35.7	18.5	11.5	5.2	6.6	8.7	5.2	2.3	5.9
④新聞(Web版)	37	5.4	21.6	16.2	21.6	21.6	16.2	10.8	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4
⑤テレビ	931	3.5	30.5	9.1	40.1	15.1	8.7	5.7	4.2	6.1	4.3	2.6	4.2
⑥ラジオ	219	5.0	35.2	11.0	42.5	52.5	12.3	7.8	5.9	8.2	5.5	2.3	6.8
⑦人権啓発冊子	143	12.6	51.7	32.9	49.0	36.4	42.7	17.5	16.8	22.4	8.4	4.2	16.1
⑧ホームページ	113	11.5	37.2	19.5	34.5	23.0	21.2	15.9	14.2	13.3	10.6	6.2	18.6
⑨ネットニュース	419	4.5	24.1	9.5	24.3	11.0	8.6	8.4	2.9	3.6	4.1	3.1	5.0
⑩YouTube	203	5.4	17.7	12.3	24.6	12.3	7.9	9.9	3.9	5.4	4.4	3.4	6.9
⑪TVerなどの動画サイト	27	11.1	37.0	14.8	33.3	18.5	14.8	18.5	0.0	3.7	11.1	3.7	7.4
⑫X(旧Twitter)	110	4.5	13.6	9.1	17.3	20.9	3.6	13.6	1.8	5.5	6.4	3.6	10.0
⑬Instagram	117	5.1	17.1	10.3	22.2	16.2	10.3	12.0	3.4	6.8	7.7	2.6	6.8
⑭Facebook	37	5.4	21.6	24.3	27.0	16.2	10.8	5.4	2.7	13.5	16.2	0.0	5.4
⑮TikTok	55	5.5	10.9	9.1	25.5	16.4	1.8	10.9	1.8	5.5	5.5	7.3	3.6
⑯フリーペーパー(生活情報誌等)	112	7.1	47.3	13.4	37.5	19.6	12.5	8.0	6.3	6.3	8.9	8.0	12.5
⑰雑誌・書籍	96	9.4	45.8	20.8	35.4	21.9	24.0	14.6	7.3	13.5	7.3	4.2	15.6
⑱ポスター	372	5.6	38.4	11.0	38.4	16.1	14.0	9.9	5.1	8.6	4.8	3.0	8.3
⑲ちらし	141	8.5	41.1	17.0	39.7	21.3	24.1	9.9	9.2	12.8	5.0	5.7	14.9
⑳その他	56	8.9	12.5	25.0	14.3	25.0	5.4	17.9	8.9	21.4	3.6	1.8	7.1

※ 複数回答。太枠は問28が10%以上で、問29の回答割合が10%以上の組み合わせ。「特にない」を除く。

- ・ 回答割合が10%を超える情報入手手段は、全体では「①市政だより」49.1%、「⑤テレビ」38.7%、「③新聞」17.7%、「⑨ネットニュース」17.4%、そして「⑱ポスター」15.5%である。
- ・ これらのうち啓発活動への参加・体験状況が10%を超える組み合わせに着目すると、「⑱ポスター」については、「②市政だよりの人権啓発記事の講読」や「④テレビの人権啓発CMの視聴」など5項目が該当する。「⑱ポスター」は、比較的広い分野の参加・体験を促しているといえる。
- ・ このほか「③新聞」で4項目が10%を超え、「①市政だより」「⑤テレビ」「⑨ネットニュース」でそれぞれ3項目が10%を超えている。これらの媒体のうち「⑱ポスター」「①市政だより」「③新聞」「⑤テレビ」が伝統的な手段だとすれば、「⑨ネットニュース」は比較的最近の“新顔”といえる。

### 3. 年代別の情報入手手段

図表4-40は、問28の人権啓発活動に関する情報入手手段を年代別にみたものである。次項で情報入手手段を類型化するため、ここでは年代を大きく4つに区分している。

- ・ 18～29歳の青年層では、「①市政だより」「③新聞」「⑤テレビ」という伝統的手段の回答割合が全体平均を下回る。「⑱ポスター」については全体平均並みである。「①市政だより」について全体では49.1%だが、青年層では19.0%にとどまる。その一方、「⑩YouTube」「⑫X(旧Twitter)」「⑬Instagram」という比較的新しい手段については、全体の回答割合はそれぞれ1桁であるのに対し、若者では10%から20%近くになっている。「⑭Facebook」については実名登録などが敬遠されるせいか、青年層の回答割合はゼロである。

図表4-40 年代別にみた人権啓発活動に関する情報入手手段(問28)

	(%)				
	全体	18～29歳	30～49歳	50～69歳	70歳以上
対象数	2,405	174	535	977	624
①市政だより	49.1	19.0 -	35.0 -	56.1 +	60.3 +
②市政だより(Web版)	3.0	3.4	3.7	3.3	1.8
③新聞	17.7	4.6 -	6.0 -	19.8	29.3 +
④新聞(Web版)	1.5	2.9	0.9	2.1	0.8
⑤テレビ	38.7	24.1 -	32.0 -	43.9 +	41.0
⑥ラジオ	9.1	4.0 -	7.5	11.4	9.0
⑦人権啓発冊子	5.9	1.7	4.3	7.3	6.9
⑧ホームページ	4.7	4.6	5.8	5.7	2.7
⑨ネットニュース	17.4	21.3	28.4 +	17.5	5.6 -
⑩YouTube	8.4	17.2 +	11.4	8.2	4.0
⑪TVerなどの動画サイト	1.1	1.7	1.9	0.9	0.5
⑫X(旧Twitter)	4.6	19.5 +	7.7	3.0	0.3
⑬Instagram	4.9	10.3 +	10.1 +	3.8	0.6
⑭Facebook	1.5	0.0	2.6	2.0	0.5
⑮TikTok	2.3	6.9	3.9	1.6	0.3
⑯フリーペーパー(生活情報誌等)	4.7	2.3	6.4	4.9	3.7
⑰雑誌・書籍	4.0	2.9	2.8	4.0	5.3
⑱ポスター	15.5	16.1	13.3	16.5	16.2
⑲ちらし	5.9	8.0	6.0	5.4	5.4
⑳その他	2.3	5.7	2.6	2.9	0.6
㉑特にない、無回答	23.8	33.3 +	28.6 +	17.9 -	25.0

※ 符号は構成比からみた検定結果(1%水準で有意)。+は全体より大、-は全体より小。

- ・これらの青年層では「特にない」と無回答が合計で33.3%と多いことも特徴である。なお、青年層は日常的にSNS等を利用する機会が多いと想像されるが、この調査では人権啓発活動に関する情報入手手段に限定して質問しているため、SNS等の回答割合はそれほど高くない。
- ・30～49歳の世代は、年長世代と青年層との中間的な特徴を示している。すなわち「①市政だより」「⑤テレビ」の回答割合は、青年層より高いが、50歳以上の世代より低い。「③新聞」についても、これらの伝統的手段と同じように青年層より高く、50歳以上の世代より低い。一方、「⑬Instagram」については青年層と同程度であり、「⑨ネットニュース」については4つの世代グループのなかで最も多い。「特にない」と無回答が合計で28.6%であり、青年層に次いで多いことも特徴である。
- ・50～69歳と70～79歳では、「①市政だより」「③新聞」「⑤テレビ」という伝統的手段の回答が上位に並んでいる。これらのうち「⑤テレビ」については、ともに40%前後だが、「①市政だより」と「③新聞」については70～79歳においてより高くなっている。両世代ともSNS等の回答割合は少ない。
- ・50～69歳と70～79歳において伝統的手段の回答割合が高いのは、これらの情報入手手段に馴染んでいるという理由のほか、年齢とともに人権問題・差別問題に対する意識が高まるという加齢効果(図表4-1を参照)も働いていると考えられる。これらの層では「特にない」と無回答が18～29歳と30～49歳より少ないが、それでも50～69歳で17.9%、70～79歳で25.0%にのぼる。

#### 4. 情報入手手段の類型別検討

図表4-40で人権啓発活動に関する情報入手手段を年代別にみると、大きくは伝統的手段かどうかに分けることができる。このことをもっと詳しく点検するため、クラスター分析(脚注2を参照)を使って、回答の背後に隠れたパターンを探してみよう。

図表4-41は、問28の人権啓発活動に関する情報入手手段について、4つの年代ごとにそれぞれ4つのクラスター(群)に類型化したものである。これから次のような特徴が指摘される。

- ・18～29歳では、「①市政だより」19.0%に代表される a 群とともに、「⑤テレビ」24.1%と「⑨ネットニュース」21.3%を中心とする c 群の2つが主な情報入手手段になっている。c 群の構成要素として「⑫X(旧Twitter)」19.5%、「⑩YouTube」17.2%、「⑬Instagram」10.3%というSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の回答割合も比較的高い。ほかの世代では、「①市政だより」に代表される a 群が基幹的な情報入手手段になっているが、この世代ではデジタル化とSNSの影響が大きく、a 群より c 群が重視されている。
- ・概略的にみれば、「①市政だより」をはじめとする a 群から得られる情報は、いわば与えられるものであり、フォーマルで静的な性格を持っているのに対し、SNSなどの c 群から得られる情報は利用者が自ら選択するものであり、インフォーマルで即時的な性格を持っている。a 群は伝統的・アナログ的だとすれば、c 群はデジタル的といえる。
- ・30～49歳では、「①市政だより」35.0%、「⑤テレビ」32.0%、「⑨ネットニュース」28.4%の3種類から構成される a 群が主な情報入手手段になっている。18～29歳と違い、異なる性格の情報入手手段が1つのクラスター(群)を構成している。これは一見雑多に見えるが、この世代が人権啓発活動をはじめとするさまざまな情報とその入手手段にふだんから関心を持っていることのあらわれとも解釈される。この世代のもう1つの特徴は、「⑩YouTube」11.4%、「⑬Instagram」10.1%をはじめとするSNSが1つのクラスター(群)を構成していることである。この c 群の構成要素の回答割合は高くても10～11%であるが、多様な情報入手手段から構成される a 群を補完する形でSNSが利用されている様子がうかがえる。

図表4-41 年代別にみた人権啓発活動に関する情報入手手段の類型化(問28)

①18～29歳(N=170)

a群	
①市政だより	19.0
⑧ホームページ	4.6
⑯フリーペーパー(生活情報誌等)	2.3
③新聞	4.6
⑥ラジオ	4.0
b群	
②市政だより(Web版)	3.4
⑦人権啓発冊子	1.7
④新聞(Web版)	2.9
⑰雑誌・書籍	2.9
c群	
⑤テレビ	24.1
⑩YouTube	17.2
⑫X(旧Twitter)	19.5
⑨ネットニュース	21.3
⑬Instagram	10.3
⑮TikTok	6.9
d群	
⑪TVerなどの動画サイト	1.7
⑱ポスター	16.1
⑲ちらし	8.0

②30～49歳(N=532)

a群	
①市政だより	35.0
⑯フリーペーパー(生活情報誌等)	6.4
⑪TVerなどの動画サイト	1.9
⑤テレビ	32.0
⑨ネットニュース	28.4
⑥ラジオ	7.5
⑦人権啓発冊子	4.3
⑧ホームページ	5.8
⑰雑誌・書籍	2.8
b群	
②市政だより(Web版)	3.7
③新聞	6.0
④新聞(Web版)	0.9
c群	
⑩YouTube	11.4
⑫X(旧Twitter)	7.7
⑬Instagram	10.1
⑮TikTok	3.9
⑭Facebook	2.6
d群	
⑱ポスター	13.3
⑲ちらし	6.0

③50～69歳(N=960)

a群	
①市政だより	56.1
③新聞	19.8
⑤テレビ	43.9
⑥ラジオ	11.4
b群	
②市政だより(Web版)	3.3
⑧ホームページ	5.7
④新聞(Web版)	2.1
⑪TVerなどの動画サイト	0.9
⑯フリーペーパー(生活情報誌等)	4.9
⑰雑誌・書籍	4.0
c群	
⑦人権啓発冊子	7.3
⑱ポスター	16.5
⑲ちらし	5.4
d群	
⑨ネットニュース	17.5
⑩YouTube	8.2
⑫X(旧Twitter)	3.0
⑬Instagram	3.8
⑭Facebook	2.0
⑮TikTok	1.6

④70～79歳(N=587)

a群	
①市政だより	60.3
③新聞	29.3
⑤テレビ	41.0
b群	
②市政だより(Web版)	1.8
⑦人権啓発冊子	6.9
⑧ホームページ	2.7
⑱ポスター	16.2
⑲ちらし	5.4
c群	
④新聞(Web版)	0.8
⑫X(旧Twitter)	0.3
⑥ラジオ	9.0
⑯フリーペーパー(生活情報誌等)	3.7
⑨ネットニュース	5.6
⑩YouTube	4.0
⑭Facebook	0.5
⑰雑誌・書籍	5.3
d群	
⑪TVerなどの動画サイト	0.5
⑬Instagram	0.6
⑮TikTok	0.3

※ 問28の19選択肢に関するクラスター分析結果。Nはクラスター分析に使用した各世代の有効回答数。

※ 数字は、当初の対象数を分母とした各世代の回答割合(図表2-86を参照)。

※ 強調は20%以上の項目。18～29歳では「⑭Facebook」という回答はない。

- ・ 50～69歳では、「①市政だより」56.1%と「⑤テレビ」43.9%という伝統的手段から構成される a 群が主な情報入手手段になっている。これを補完する形で「⑱ポスター」16.5%などの c 群と「⑨ ネットニュース」17.5%などの d 群が利用されている。d 群のうちSNSの利用率は高くても8%程度であり、「⑨ ネットニュース」以外はあまり利用されていない。
- ・ 70～79歳では、「①市政だより」60.3%、「⑤テレビ」41.0%、「③新聞」29.3%という伝統的手段から構成される a 群が突出して主な情報入手手段になっている。より若い世代では情報入手手段が分散・多様化しているのに対し、この世代では少数の手段に集中している。情報入手手段の点からは必要な情報を自ら探して選択するという姿勢は弱いように見える。
- ・ 各世代を通じて「⑱ポスター」については世代間の差が小さい。また、クラスター分析によると、「⑱ポスター」と「⑲チラシ」は1つのまとまりのある群または下位群を構成している。「⑱ポスター」の回答割合は各世代で13～16%程度であり、特に高いわけではない。しかも公共施設や街頭でたまたま目にするものであり、いわば受け身的な情報入手手段である。にもかかわらず、「⑱ポスター」は人権啓発活動に関する参加・体験にも幅広い影響を与えており(図表4-38を参照)、情報入手手段として底堅い役割を果たしていると思われる。

## 5. 人権問題・差別問題への関心度と情報入手手段

では、問28の人権啓発活動に関する情報入手手段は、問1の人権問題・差別問題への関心状況と関係はあるだろうか。これを確認するため、問1の人権問題・差別問題への関心を目的変数とし、問28の情報入手手段を説明変数とする重回帰分析(脚注6を参照)を行った。

目的変数である問1の人権問題・差別問題への関心については、「非常に関心がある」をプラス3点、「多少関心がある」をプラス1点、「あまり関心がない」をマイナス1点、「関心がない」をマイナス3点、無回答を0点という重みを付けて計算した。説明変数は、問28の「その他」と「特になし」を除く19選択肢である。選択肢に○印を付けているかどうかというダミー変数として扱っている<sup>11)</sup>。

図表4-42は、前項と同じ4つの年代区分ごとに行った重回帰分析結果である。いずれの分析結果についても説明力(自由度調整済決定係数)は高くない。しかし、回帰式そのものは有意である(脚注6のF値の説明を参照)。それぞれの年代区分で4～6種類の情報入手手段が人権問題・差別問題への関心度に対して有意と判定された。いずれも符号はプラスであり、問28でこれらの情報入手手段を回答する対象者は、問1で人権問題・差別問題に「関心がある」と回答する傾向があるといえる。

- ・ 「①市政だより」は4つの年代に共通している。実際、図表4-40でもみたように「①市政だより」はすべての年代で上位にあげられており、市民にとっては行政関連情報の基礎的な入手手段となっていることがわかる。
- ・ 18～29歳、30～49歳、50～69歳では、「①市政だより」という伝統的・アナログ的手段と「⑨ ネットニュース」などのデジタル的手段がいわば両輪になって関心度の上昇に影響している。このほかのデジタル的手段として、18～29歳と50～69歳では「⑫ X (旧Twitter)」、30～49歳では「⑩ YouTube」、50～69歳では「⑭ Facebook」が有意に働いている。
- ・ いずれもアナログ的手段であるが、18～29歳では「⑱ポスター」、30～49歳では「⑲チラシ」がそれぞれ有意である。いずれも能動的に探しに行くというより、受動的に受け取る情報入手手段であるが、人権問題・差別問題への関心を惹起する機会になっていることがうかがえる。

11) 説明変数が多く、しかも同じような説明変数があるときには、計算結果にゆがみが生じるため、ここでは最も望ましい組み合わせが得られるように説明変数を機械的に増減させるステップワイズ法を用いて計算している。

- ・70～79歳では、「①市政だより」「⑤テレビ」「⑥ラジオ」「⑦人権啓発冊子」という伝統的情報入手手段と並んで、「⑬Instagram」の影響も大きい(偏回帰係数の数値が大きい)。もともとの回答割合は1%にも満たないが(図表4-40を参照)、高齢者でもSNS等に関心を持っている人であれば、人権問題・差別問題にも関心を持っている傾向があることを示唆している。
- ・その一方、全体の6～8%程度の対象者は批判的またはネガティブな意味で人権問題・差別問題に関心を持っているとみられる(図表4-6、図表4-9を参照)。そのため説明変数がプラスに働いているからといって、ポジティブな意味での関心度を高めているとは限らないことにも注意する必要がある。
- ・以上のことから、人権問題・差別問題への関心を高める方策として、デジタル的手段とアナログ的手段を適切に組み合わせること、関心喚起のきっかけとしてアナログ的手段は有効であること、アナログ的手段にQR(2次元読み取り)コードを付けるなどしてデジタル的手段の便宜を図ることが重要と考えられる。

図表4-42 人権問題・差別問題への関心度と情報入手手段(問1、問28)

	18～29歳	30～49歳	50～69歳	70～79歳
	偏回帰係数	偏回帰係数	偏回帰係数	偏回帰係数
①市政だより	0.638 *	0.344 **	0.311 **	0.462 **
③新聞			0.237 *	
⑤テレビ				0.223 *
⑥ラジオ				0.558 **
⑦人権啓発冊子			0.355 *	0.644 **
⑧ホームページ				
⑨ネットニュース	0.513 *	0.350 **	0.281 **	
⑩YouTube		0.373 *		
⑫X(旧Twitter)	0.546 *		0.565 *	
⑬Instagram				1.486 *
⑭Facebook			0.737 **	
⑯ポスター	0.572 *			
⑰ちらし		0.541 *		
対象数	170	532	960	587
自由度調整済決定係数	0.168	0.063	0.065	0.086
F値	6.677 **	8.133 **	10.504 **	11.986

※ 有効回答を対象としたステップワイズ法による重回帰分析結果。\*\*は1%水準、\*は5%水準で有意。

※ 問28の19選択肢のうち各年代で有意と判定された項目のみ表示。